

開 会

【国土計画局山本総務課長】 それでは、ただいまから国土審議会第19回計画部会を開催させていただきます。

私は国土計画局総務課長の山本でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。前回と同様に、会議及び議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

議事に入ります前に、資料を確認させていただきます。お手元の資料をごらんください。議事次第がございまして、その下に、資料1といたしまして計画部会委員名簿、続いて、資料2に国土交通省説明資料、資料3-1、3-2としまして環境省説明資料、資料4として「全国計画に係る計画提案について」、資料5としまして「計画部会の検討スケジュール（案）」をつけております。

以上の資料につきまして不備がございましたら、事務局までお知らせをいただきたいと思っております。

それでは、以後の議事は部会長をお願いいたします。

【森地部会長】 お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。早速議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をごらんください。本日の議題は、①各府省庁ヒアリング、②その他の2点でございます。

それでは、第1の議題であります各府省庁ヒアリングに入りたいと思っております。本日は4回目として、国土交通省、環境省にお越しいただいております。お忙しい中、大変ありがとうございます。

それでは、まず最初に、国土交通省よりご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【国土交通省総合政策局石井政策課長】 国土交通省の政策課長の石井でございます。私から国土交通省の政策全般につきまして、現在出ております国土計画全国計画の、計画のねらいと戦略的取り組みの方向に沿ってご説明させていただきたいと思っております。それでは、座らせていただきます。

お手元の資料でございますが、資料2という横紙のちょっと厚いものと、それから、一番下にブルーでちょっと見えておりますが、「社会資本整備重点計画のあらまし」という、この2つを用いましてご説明したいと思っております。

資料2の1ページ目を繰っていただきますと「目次」とございますが、まず最初に、私どもはやはり一番の大きな仕事がインフラの整備というところになりますので、社会資本整備重点計画について簡単に触れさせていただきたいと思います。その後、国土計画の流れに沿って「計画のねらいと戦略的取組」、それから「計画の実現に向けて」という内容についてご説明していきたいと思います。資料の下に耳が振ってございますが、赤いラベリングが大きな項目、それからブルーのラベリングが小さな項目になります。

目次の次のページを繰っていただきますと、さらに細かい目次が出ております。ちょっと、全体、きょうはどんなこととお話しするのかを俯瞰させていただきます。

左上から参りまして社会資本整備計画については、現在の内容と今後の検討方向、さらには国土計画との調和についてご説明します。第3の「計画のねらいと戦略的取組」については、①ということで「シームレスアジアの実現」について、港湾、空港、物流ネットワーク、観光立国の4点について、「持続可能な地域の形成」については、「大都市地域」「地方の都市地域」「地方の集落地域」、そして一番下にちょっと出ていますが、「豊かな生活環境」の4分野についてご説明します。真ん中のスペースでございますが、災害については、「水害」と「地震」という大きな2つに分けてご説明します。④ですが、その下、「美しい国土の管理と継承」については、「景観」の問題、それから「水循環」、それから「土砂管理」「海洋」というこの4つの分野でお話ししたいと思います。「『新たな公』による地域づくり」については、地域づくりに係るさまざまな協働の活用といったところをご説明します。一番右端のほうでございますが、「計画の実現に向けて」ということで、さまざまな調査、データベース等、それから入札の制度のお話をしたいと思います。最後に「その他」ということですが、国土交通行政の新しい話、それから一番最後に北海道総合開発計画の関係について若干触れさせていただきたいと思います。

1枚繰っていただきますでしょうか。

「社会資本整備重点計画」でございます。これは、ブルーのパンフレットでございます。内容は詳しくご説明いたしません、平成15年に社会資本整備重点計画法ということで、従来、9本ございました道路の計画、河川の計画等のそれぞれを1本にいたしまして、社会資本の整備について、この1ページにありますように「暮らし」「安全」「環境」「活力」の4分野に沿って15の重点目標と35の指標を設けて、5カ年間でこの指標を達成していこうということで、現在、計画を進めております。

例えば、左上の「暮らし」のところで見いただきますと、大きくは3つ、上の少子・高齢化に対応したバリアフリー社会を形成するという、特に施設別ということではなくてバリアフリーと

いう中で、旅客施設の段差解消であるとか、建築物のバリアフリーであるとか、そういったさまざまな指標を設けるといった形で、でき得る限り横断的な指標で、事業量ということではなくて国民に密着した生活効果を上げていくというところに重点を置いております。

1枚繰っていただきまして2ページ目でございますが、この計画、平成15年から19年の5カ年になります。ただいま、次の計画、平成20年から24年について検討をしております。検討の方向についてご説明いたします。

1つは1.でございますが、社会資本整備を戦略的かつ重点的に推進するというので、括弧の中の3行目ですが、今までの目標の中でも特に大切な国家的な戦略になるようなものというものを指標的に抜き出していこうという作業を考えております。

それから、2つ目の方向ですが、2.でございますが、最初の重点計画でもできるだけ横断的ということはねらってきたのですが、まだまだ不十分だと。さらに横断的な目標・指標の設定に努めたいというのが2つ目の目標でございます。

それから、3点目でございますが、国民が身近に感じられるようにする必要があると。その意味では、今はほとんどの指標が全国指標でございます。これではなかなか地域の方が実感できないということで、地方ブロック別に重点目標、指標ということができないかということで、この部分は非常に広域地方計画とも関係が深いというふうに考えております。

1枚繰っていただいて3ページ目ですが、今後、この進め方でございますが、社会資本整備重点計画を左側に、右側に国土形成計画を置いて、流れを整理しております。端的に言いますと、平成19年6月のところを横に見ていただきますと、社会資本整備重点計画は6、7月ごろまでに「中間とりまとめ」をいたします。ちょうどそのころ、全国計画が閣議決定されて、いわばビジョンがはっきりするということになります。それを受けて財政当局等と調整しながら、平成20年7月ごろの閣議決定をねらっていきたい、ちょうどその時期には広域地方計画の決定もされる、こんな形で調整を進めてまいりたいと思っております。

1枚繰っていただきますでしょうか。

「計画のねらいと戦略的取組」の第1「シームレスアジア」。今、内閣でも「アジア・ゲートウェイ」ということで取り組んでおりますが、これについて以下の4点から取り組みをご説明したいと思います。

1枚繰っていただいて5ページ目でございますが、まず港湾でございますが、現状、このデータはよくごらんになっていただいているもので、我が国の港湾の地位が下がっていると。中でも神戸、これは日本の港湾で1980年には4位でございましたが、神戸震災等の影響で現在は32位になって

おります。例えば釜山等の港湾は、神戸特需と申しますか、それでいわばトランスシップの地位を確立したということで、これらを今後どうしていくということが最大の課題になってまいります。

6ページでございますが、今後の国際海上輸送という方向ではどういう方向を私どもは考えたいかということでございます。

背景でございますが、1つは港湾間の国際競争が非常に激化しております。物流が中国が生産基地となって増えているということもあり、国際企業の競争は非常に強くなっております。その中で、基幹航路、例えば北米航路であるとか欧州航路等の基幹航路については、寄港地を集約化しております。

現在はどうかというのは左側のポンチ絵でございます。単純に言うと、我が国の物量のうち、ある部分が釜山であるとか上海にフィーダーを持って行ってからでないと運べないという状況になっております。これを、でき得る限り将来もトランスシップということではないんですが、基幹航路の寄港頻度を維持していく。我が国の少なくとも発着貨物をダイレクトに輸送できることを維持したいということでございます。そのために進めているのが「スーパー中枢港湾プロジェクト」というものでございます。

7ページをごらんください。

その中で、特にアジアの物流ネットワークが重要であるということで、方向性としては多頻度少ロットの輸送への対応、国際貨物の高速性の対応、それから港湾のロジスティック・ハブの形成、さらには国際輸送と国内輸送のシームレスな接続といった4点が重要ではないかと考えております。

8ページ、具体的にスーパー中枢港湾でどんなことをしていくかという我々の政策目標ですが、左側でございますが、港湾のコストとサービスについていくと、1つは、時間はシンガポール並みに1日にしていくことが1つ、それから、コンテナの取扱料金については、今、東京港を100とすると、釜山とか高尾は半分強でございますが、少なくともこのレベルまでもっていく必要があるということでございます。具体的に波止場のほうはどうしていくかと。右側の絵を見ていただきますが、単純に言うと、今の左側の波止場は、奥行きが狭くて延長が短うございます。それを、奥行きを倍ぐらいに、延長も3倍ぐらいのものにしていき、24時間のフルオープンの支援施設、さらには鉄道、広域デポといったものを整備していきたいということでございます。

次のページでございますが、次に、航空でございます。航空の状況は、ここに図示してございます。この意味ですが、左側の茶色の棒が後背地の人口です。中ほどが旅客数で、ブルーが国際線、グリーンが国内線、そして右が発着回数です。それぞれ東京圏の下に「3,000メートル級滑走路」と書いてございますが、後背地の人口に比べて滑走路の数が少ないこと、そして、発着回数が少ない

ということですが、これを何とかしていくことが大きな課題であろうと考えております。

次のページ、10ページを見ていただきます。

特にアジアとの航空需要が大変増えております。人流、物流ともに増えておりますので、この面に力を入れていきたいと。やることとしては、3つを具体的に考えております。1つは、ご承知の方も多いかと思いますが、羽田の4本目の滑走路をつくること。これによって発着回数が、30万回が40万回に、また、近距離の国際旅客、国際貨物も取り扱えるようになります。成田は、平行滑走路を2,500メートルに延ばすこと。これで20から22万回に伸ばすことができます。関空については、2本目の滑走路の供用を図ってまいります。

その次、11ページですが、これらを考える上で、物流、道路とのネットワークが大変重要になります。ここに日本全国の道路の線と、そこに港のマーク、飛行場のマークが書いてあります。端的に言いますと、右の脚注の赤いマークの飛行機とか、赤いマークのいかりが、実は高速道路まで10分ネットワークが達成されていないところです。北海道で言えば函館空港、日本海側で言えば富山の港湾、中部で言えば四日市港であるとか三河港、九州で言えば大分港、あるいは、沖縄で言えば那覇空港といったものがこういうものになります。これを10年以内に10分アクセスを実現したいと考えております。

次に、12ページ、観光立国ですが、私ども、今、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」ということで、2010年までに1,000万人を達成していこうということでさまざまなことをやっております。例えば観光地の景観づくり、さらには国際会議を増やす、そして、意外ときいているのはソフトな対策で、右側でございますが、査証（ビザ）の発行を中国で地域的に拡大していくといった内容が、大変、効果としては大きい。単純に言うと、中国は人口が多いということでございます。

13ページ、「持続可能な地域の形成」に触れさせていただきたいと思っております。

14ページが大都市地域でございますが、大都市地域については3つの観点からご説明したいと思います。1つは、大都市地域の都市の再生、それから交通基盤、そして密集市街地対策でございます。

15ページは、ご承知のとおり我が国の国際競争力が、国際会議であるとか、あるいはIMDのランキングで非常に落ちておりますので、これを何とか回復していきたいということでございます。

16ページですが、その中で1つ私どもがやっていることとして都市の再生がございます。右側の地図を見ていただきますと、ここで赤で囲ってございます。例えば東京駅のそば、東京駅・有楽町周辺（第一次指定）、秋葉原（第一次指定）、これは東京駅のところでも再開発が、秋葉原はUDXのものがもう立ち上がってきております。大崎のほうも、第一次指定で立ち上がってきております。六

本木は、下にあるように東京ミッドタウンがもう3月末には開業するということで、この部分は約12兆の事業の立ち上がりを予定しておりましたが、ほぼ半分の6兆ぐらいが立ち上がってきているということで、順調であると思っております。さらにこれらを進めていきたいということで、追加指定をしております、例えば地下鉄の12号線が入ってくる渋谷駅の全面再開発等を進めてまいりたいと考えております。

17ページ、交通のほうを見ていきますと、これはなかなか規制緩和その他では進まない面もございまして、うまくいっていない面がございまして。これは東京の左側、ボトルネック踏切の分布でございまして。立体化を進めておりますが、なかなか都心から外に出て行くところ、ボトルネックの踏切、赤丸で書いたところですが、なかなかうまくいっていないところがあります。黒の丸で囲ったようなところを連続立体化を進めていって、何とか旅行速度を欧米の大都市並みに上げていきたいというように目標を持っております。

18ページは、よく見られる図ですが、環状道路等が全く諸外国におくれている。これをぜひともやらないとどうしようもないということで、19ページですが、特に大切な首都圏については、平成20年代の半ばまでにこの環状道路について約9割を完成させたいと考えております。ただ、現在のところ、例えば外環の部分についてはアセス調査中であるといったような、まだ私どものスケジュールの手の内に入っていないところも残されていることを付言させていただきます。

20ページは鉄道でございまして、右のほうには皆さんもご承知のつくばエクスプレス、これはもう開業させていただきました。それから、もうすぐ開業になってまいります、池袋から新宿3丁目、伊勢丹の前を通過して渋谷を抜けて横浜まで通るメトロの13号線、さらには成田の高速アクセス、これは現行の1時間を30分台まで短くしていくといったプロジェクトを進めています。さらに、今、貨物線であるとか、それから線路と線路の近いところを短絡で結ぶといったことで、相鉄・JRの直通、相鉄・東急の直通といったことも進めさせていただいております。時間短縮効果は中ほどに書いてあるとおりでございます。

21ページ目、密集市街地でございまして。これは、東京のいろいろなファンドの評価が実は低くなったりする原因とも言われたりしております。こういう危険なところを何とか解消したいということでございまして、正直言って今までかけ声どおりには進んでおりません。これをぜひとも進めたいということで、右端、「今後の取組み方針」ということで、今までは基盤がしっかりしている東京駅等でしか認められていなかった容積率移転を、こういう密集市街地でも住宅再建に向けて使わせていただくことで、いわば民間活力も使いながら、あるいは、一方で用地買収方式等も入れながら、密集市街地対策を進めていきたい、かように考えております。

22ページはちょっと飛ばさせていただきます。

23ページ、地方の都市対策でございます。これは、今までばらばらだった都市の公共整備をまちづくり交付金で、今、2,500億円ぐらいまでにもっていきましたが、全体としてできるようにしてまいりました。これに加えて、以下の3つの施策を今後打っていきたい。1つはコンパクトシティ。1つは、都市と都市との間を結ぶような広域的な基幹施設を一体的に整備していく。そして交通への支援ということでございます。

24ページは、地方の都市が厳しいと。人口が拡散して厳しいという状況の資料でございます。端的には、左側を見ていただくと、人口の伸びよりも面積の伸びが非常に大きくて、人口密度が下がっているということでございます。

25ページ、このために、「まちづくり三法」ということで中心市街地へ力を集めることを図っております。内容的にどんなことをやったかということですが、上の括弧を見ていただきますと、1つは、デパートなどの大規模集客施設の立地に今まで十分な都市計画の手続を求めておりませんでしたので、人様並に手続を求めることが1つ。それから、右側ですが、病院等は開発許可を穴抜きをしておりました。公は悪いことをしないということで。これが実は大反対だったので、これを見直しをしました。それから3つ目、実は都市計画の調整区域でも、大きい開発はいいことだということで穴抜きをしておりましたが、この制度も見直すことにいたしました。それから4つ目ですが、都市計画区域は国土交通省が見ておりますが、それ以外のところは野放しにしておりましたが、この部分についても都市計画の規制をかけさせていただくという4点をやらせていただくことになりました。

26ページでございますが、地域経済の活性化では、やはりここに経団連の御手洗会長のお話がありますが、やはりネットワークの施設をきちっと整理をされていないと力を発揮できないということが言われております。そこで、例えば大分は平松知事と非常にうまく連携をとらせていただいて、道路、港湾、空港を一体的に整備しましたので、実はキヤノン、それ以外の企業が続々と立地していただいて、1万人以上の雇用が発生しているといういい例でございます。

こういう実例を受けて、27ページでございますが、今年の通常国会で広域的な地域活性化のための基盤整備、まちづくり交付金の広域版といった制度をここでは実現させていただきたいと思っております。

次、28ページでございますが、今まで地方都市は、いわばモータリゼーション、マイカーによって支えられてきた面がございます。ただ、今後、人口が高齢化、あるいは減っていくという中では、これだけではとても難しいということで、地域の公共交通の再生を図る法律を同じく今年の国会に出させていただきたいと思っております。そこでは、地域の交通について、中ほどでございますが、協議会で

市町村が中心になって計画をつくった上でさまざまな支援とか特例を図っていくということをやりたい。例えばLRTの整備についても、上下分離、下の軌道については公共のほうが整備をするといったことができるようにしたいということでございます。

こういうことをやっていく上でさまざまなプロジェクトも進めたい。29ページ、LRTでございますが、今、富山港でうまくいっておりますが、外国では70以上の都市で復活とか導入が進んでおります。これを進めたいということが1点。

それから、30ページは、まだ試験的営業段階でJR北海道がやっておりますが、鉄道と自動車と両方をやれるというデュアルモードビークル。鉄道は大変コストが高いので、安いコストで鉄道経営ができるものを入れたいという内容で、私も乗ってまいりましたが、30秒ぐらいで鉄道から入ったり出たりすることができます。

それから、バス交通。これが実は地方である程度ボリュームのあるところでは、一番安くて実績もあるものでございます。ただ、欠点は、今まで警察の規制であるとか、まちづくりと連携しておりませんでしたので、こういうものと連携していくオムニバスタウンといった事業を進めていきたい。一番下に書いておりますが、一番いい例として藤沢の連結バスの実例をちょっと載せさせていただいております。

さらには、もっと小さいところは32ページのコミュニティバス。ここら辺ですと武蔵野のムーバスが有名でございますが、こんなミニバスもうまく使っていきたい。

さらには、33ページ、地方では下水道がまだまだ不十分だという内容でございます。

次に34ページが、地方でもなかなか「都市」というふうには呼びづらいような集落のところでございます。この中では、今回の国土計画でも二地域居住というものをうたっておられますが、正直言ってなかなか切り札が私どもも見つかって切れていないというのが現状ではなかろうかと思えます。

35ページは、二地域居住の要望ということですので、省かせていただきます。

36ページでございますが、これは、一定のレベルを備えた救急施設までの移動時間、左側が希望で、右側が実際かかっている時間です。よく見ると、大体望ましい時間は、ぜいたくはみんな言うわけですが、30分以内であればいいなと皆さん思っているわけです。大都市、あるいは都市について言うと、まあ30分よりちょっと出るぐらいと。ところが、「自然共生地域」と言われる集落の部分に行くと、60分も70分もかかる。これだと、たとえ環境のいいところでも、例えば私などにしても、脳梗塞が起きたら田舎に住んでいたら死ぬなということになりますので、こういうところはきっちりやっぱり施策の中で見ていかなければいけないと思っております。

37ページは、条件不利地域でございます。これらを全部合わせると、日本の国土の面積を超えて

しまいかいろいろな議論があるようですが、少しずつ議員立法の中で改善しながら、それぞれ時限立法ですので、適宜適切な見直しにより対応してまいりたいと思っております。

38ページ、生活環境というところでございます。

39ページでございますが、住宅については、住生活基本法というものを18年6月に制定させていただきました。その中で一番大切なのは、一番下の括弧の中の中ほどですが、基本的な方針としてストックを重視する。今までは新しい住宅をつくっていくということでしたが、住宅ストックも、空き家率が10%を超えるという時代では、いいものをつくって長く循環させるという施策に大きくかじを切ってまいりたいと考えております。

それから、40ページですが、高齢化への対応としてはユニバーサルデザインということで、高齢者のみならず、外国人、あるいは障害者の方を含めて、みんなが使えるような世界をつくっていくという法律の仕組みをつくって、これは、今後の我が国の競争力の強化という点でも大切だと考えております。

少子化社会のところは、巣づくり支援ということで住宅その他についてやってまいりたいと思っております。

それから、災害の面ですが、水害と地震について述べさせていただきます。

43ページでございます。水害については、都市浸水対策と流域一帯、ハードとソフトの一体化という3つの視点でとりまとめさせていただいております。

44ページ、データでございますが、1点だけ取り上げさせていただきます。右上の棒グラフを見ていただきますと、「資産」というところを見ていただきますと、75%が洪水につきやすい沖積平野のところに日本の資産は集積しております。ですから、逆に言うと、この部分が脆弱ですと、日本の国力が失われるということになります。これをどういうふうに防ぐかということが、もちろん全国大切なんですが、極めて重要なことになるということでございます。

そんな中で、45ページですが、もうお忘れかもしれませんが、平成15年には福岡の地下鉄が水をかぶっております。それから、16年には、これは溜池でございますが、溜池もこんなふうに水をかぶっているということで、大変気候変動の中で都市水害が厳しいという状況になっております。そういう中では、単に河川だけではなくて、さまざまな、右の絵にかいたような、いろいろな貯留施設等も使った対策を進めていくと。

46ページでございますが、さはさりながら、ある程度大規模なものもやっていかなければいけないということで、左上をちょっと見ていただきますと、グラフが載っております。神田川は、私ども、当面の整備目標は、時間雨量50ミリでやっておりますが、先般の水害は112ミリが降ったと

いう、いわゆる「想定外」と言われるものになります。こういうことに対応するためには、右下に書いてあるような環状7号の地下調節池というような、お金がかかってもったいないという議論もございますが、こういうものもやっていく必要があろうかと考えております。

47ページ、地方ではもう少しお金のかからない方法でやりたいということで、これは、私ども、「二線堤」と言っておりますが、通常の堤防から大きく水があふれたときにはあふれさせて、次、住宅の棟が建っているところを守るという二段構えの施策で安く上げようということを、これ、愛媛県でございますが、やっております。

それと、大切なのは、48ページ、水害が起きたときにどこへ避難するかというのを具体的にわかるようなハザードマップをやっていくということでございます。これは久留米市の事例でございます。しかし、残念ながら、現在はまだこういうハザードマップを公表して市民に使ってもらっているところは3割に満たませんので、21年までに全市町村で使えるようにしたいと思っております。

同じく49ページでございますが、土砂災害等についても、ハード、ソフト一体でやっていくと。特に土砂災害は、水につかるということだけではなくて、人の命が失われる可能性が非常に高いので、右側に書いてございますが、土砂災害警戒区域ということでグラフを書いておりますが、急速に開発をしてはいけないエリアの指定区域を増やしております。

50ページ、地震でございます。地震については、耐震化と、津波、防災拠点、という3点からご説明します。

51ページを見ていただきますと、まず、私どもの認識ですが、これは歴史的にいつ地震が起きたかということと、間隔がどれだけあいているかというものを見たものです。左側を見ていただきますと、1944年の東南海地震、46年の南海地震、それからあと、そういう空白の期間を見ていきますと、東海地震はもう既に152年間たっているということで、その意味でいつ地震が発生してもおかしくないということを基本認識としたいと思っております。

そこで52ページですが、実は阪神大震災等で亡くなられた方は、9割は住宅の圧死でございました。ところが耐震化率は、現在、75%ぐらいしかございません。これを27年目標に9割まで上げていきたいということで、右に書いてあるような、今年からの税制になりますが、税制等を含めてこういう仕掛けをどんどん進めてまいりたいと思っております。

それから、同じように社会資本の耐震化もまだまだ不十分な点がありますので、やっていきたいと思っております。高速道路の橋脚については、中越の地震では補強したところは壊れませんでした。大体、今、高速道路はすべて終わりましたが、一般道についてはまだ不十分な点がありますので、これも進めてまいりたいと思っております。

津波でございますが、54ページ、先般も千島のほうで津波がございましたが、これはなかなかその大きさ等を正確に把握することは難しい面もございますが、総合的な施策をとっていくことに尽きるのではないかと思います。

そういう中で、55ページですが、地震とか津波予報、これを充実させたいと。ハードの整備ではどうしても限界がございますので、いわゆるP波、S波の間の時間を縫って、その数十秒の間に、皆さん、火をとめていただいたり、エレベーターをとめていただくといったことができるように、これはなかなか訓練、そのことを知っていただくこと自身が大変なソフトとして大切になります。これを大きく進めてまいりたいと思っております。

それと56ページ、防災拠点。どうしてもそういうことが起きるわけですが、そのときに、被災地の救済を行うための拠点がどうしても必要になります。こういうような拠点整備を例えば有明の丘等で進めておりますが、これをどんどん進めてまいりたいと思っております。

美しい国土、57ページですが、景観、水循環、土砂管理、海洋という4点についてご報告したいと思います。

58ページ、景観法ができてから3年ほどたちましたが、今、248の団体まで景観行政団体が増えてまいりました。

59ページ、景観の三悪と言われるのは、不ぞろいな建築物、電柱と屋外広告物と言われております。これらについて、まだまだおくれしておりますが、例えば無電柱化については、幹線道路の無電柱化15%といった目標を掲げ、屋外広告物については市町村に権限をおろしてどんどん進めてまいりたいと思っております。

60ページ、象徴的な例として、昨今新聞でも取り上げられておりましたので、京都市の新たな景観政策をちょっとご紹介いたしました。左側に具体項目を挙げておりますが、例えば市街化区域全域で高さを、43メートルを31メートル、あるいは20メートルを15メートルとか、高さ規制を見直す。それから、デザイン規制とか、風致地区を拡大する。それから、右側に書いてございますが、眺望景観といいまして、非常にみんなが例えば大文字、五山の山を見るといったときに、それが見えないような建物を眺望上規制をしていくといった新たな取り組みも検討されております。それから、屋外広告物については、非常にドラスチックですが、屋上の広告物は全面的に禁止する、あるいは電気のついた広告も点滅は認めないといったことで、京都のいわば価値をこういう景観という面から守っていこうという動きが出てきております。

61ページ、水と緑でございますが、62ページを見ていただきますと、まだまだ政策が全般的にシフトしたとは言えておりませんが、これから私ども単純な河川行政、下水道行政、あるいは海岸行

政という域を超えた水循環というところを目指して各省と連携して、下に書いてあるような健全な水循環を維持していくといったことを実現してまいりたいと、そのためのさまざまな施策をとっていきたいと考えております。

ただ、一方で、63ページにございますが、昨今、水の使用量が非常に節水型になっていることから、水の開発はもう要らないのではないかという議論がございます。しかし、根本には、私どもの都市用水というのは不安定な取水に依存していると、あるいは地下水からも水をとっていますし、気候変動が下のグラフにあるように大変大きくなっていますから、こういうことにあまり安心せずに、きちとした水資源の確保にはそれなりの努力をしてまいりたいと考えております。

水環境、64ページにございますが、取り組みについては、水質浄化のために、例えば左下でございますが、東京とか大阪の下水道が早く進んだところは合流式で、ちょっと雨が多くなりますと、実は東京湾のほうに下水と一緒に流れ込んでおります。こういうものをきちっと直していきたい。さらには高度処理。右上を見ていただきますと、日本はヨーロッパあるいはアメリカと比べても、高度処理等おこなっておりますので、こういうのをきちっと整備していきたいと思っております。

65ページにございますが、土砂管理でございます。よくダムに砂がたまるといって、ダムの迷惑といった議論がされているのですが、実はこれらはぐるぐると回っておりまして、ダムに砂がたまって下まで行かない、砂が減って、どうも海岸に砂がつかない、海岸がなくなってしまう、といったような形で、非常にその部分の検討がおこなわれておりました。で、これからは河川行政、砂防行政、開発行政、海岸行政を一体化して総合的な土砂管理という方向に政策を切っていきたいと思っております。

66ページからは海洋でございます。海洋については、大きくいって、上に①、②、③と書いてございますが、いった課題があると思っております。1つは、海洋は外国とつながっていますから、国際的に非常に重要でございます。国がやはり前に出る必要がある。特に経済的排他水域等の問題もあるということ、そして、閉鎖性水域等の海域については、県単位ではなかなかできないといった問題があるということでございます。

そこで67ページにございますが、私ども国土交通省では、中ほどに書いてございますが、18年6月に海洋・沿岸域の政策大綱をつくり、本部を設置し、19年度からは海洋政策課を設置する予定でございます。これらを受けて、今後、海洋基本法等の議員立法も予定されているということで、ぜひとも海洋政策の一元化を図ってまいりたいと思っております。

68ページ、「新たな公」による地域づくりでございますが、ちょっと時間も押してまいりましたので、少し飛ばして、70ページを見ていただきますでしょうか。

実は市町村合併が大変進んでおります。そうしますと、なかなか市町村も財政難の中でまちづくり、地域づくりに手が届かないということも出てきております。そこで、下に2つ書いてありますが、施策が2つございます。1つは、市町村が手が届かないような身近なまちづくりについて、例えばニュータウンの管理等、あるいはビジネスの面では再開発をして高度なまちづくりをやりたいといったエリアマネジメントは、その地域の住民に任せていくというのが1つの方向でございます。それから、右側でございますが、これは道路の法律の改正もいたしますが、公共施設の維持管理のお金が大変厳しくなっております。こういう中で地域住民が道路管理や何かに積極的にかかわっていただくといったことを進めてまいりたいという、施設管理とそれからまちづくりという観点で「新しい公」を私どもの国土交通行政の中に積極的に取り入れてまいりたい。

さらには、71ページですが、先ほどバスの話、鉄道の話等を都市のレベルでは申し上げましたが、実はもっと身近なレベルでは、バスとかタクシーの事業者ももう採算が合わないといったところが出てきております。こういうようなところについては、NPOなどによる輸送サービスといったことも地域づくりの中で「新しい公」として使っていきたいと思っております。

済みません、あと5分ほどで終わります。

72ページから「計画の実現に向けて」ということで、73ページ、実はさまざまな事業の中心が地籍調査でございますので、これは右側のグラフを見ていただくと、都市部では、まだ20%未満にとどまっております。左に書いてあるような江戸時代のような地図でまだ実はやっているという状況でございますので、こういうものをぜひともやっていきたいと思っております。

74ページ、そういういろいろな地理空間情報、これは電子データベースにすることによってさまざまな展開が見込まれます。これをぜひとも進めていきたいということ。

それから、75ページ、後ほどご質疑等を受けたいと思っておりますが、維持管理が大変厳しくなるということで、この分野についても力を入れていきたいと思っております。

76ページは、事業評価については政策統括官が見えておりますので、またご質問等をちょうだいしたいと思います。

昨今、官製談合等が入札契約制度のことをいろいろ言われておりますが、ここでは78ページの入札ポンドについてご紹介したいと思います。

世の中で談合をなくすためには一般競争入札にどんどんしていったらいいという議論がございます。「目的」に書いてございますが、ただ、一般競争にしますと、正直言いますとさまざまな業者がたくさん入ってくるということで、実はあまりよくない業者も入ってきます。指名競争入札に明治の初期に移動したのは、それが背景だったとも伺っております。それと、実は、右側に書いてございま

すが、たくさん一般競争入札でいろいろなあれが入ってきますと、審査のコストも大変高くなってまいります。そこで、その下に書いてございますが、入札ボンドという制度で適切な与信枠の設定等市場機能の活用を通じて質の高い競争環境をつくりたいということでございます。これはなかなかわかりにくいのですが、右下の与信機能のイメージというところを見ていただけますでしょうか。

入札ボンドとは、端的に言えば、銀行がある建設会社、あなたは入札に参加してもやれるだけの実力がありますよと、それだけ事業をこなしてもいいから銀行が保証しましょうということになります。そうなんです、実際、たくさんものにやっていると、これ以上やってもあなたはもうやれないでしょうということを銀行のほうに判断していただくということです。それによって過剰な市場参入を排除していく。その中では、手抜き、ダンピングといったことも絞り込みができるということで、アメリカ等でとられている制度でございます。金融と入札とを一緒にしていくという、全く新しい制度でございますが、これを使って何とか適正な競争環境を実現してまいりたいと思います。

最後、その他でございますが、79ページ、繰っていただいて80ページ、ICTの利活用、これは事務次官をヘッドに今やっておりますが、我が国の社会資本その他、非常に整備レベルが上がってまいりましたので、これからはそれをICT等を利活用して、例えばETCを使うことで渋滞が大変少なくなりました、これをもっと高度化して使う。それから、電子地図を使っていく。ユビキタスのネットワークを使っていく、といったことを高度にやってまいりたいと思います。

それから、81ページですが、これからの社会資本ストックの維持管理、大変大きな問題になると申し上げましたが、これもやはり民間の活力、あるいは民間の資金をどうやって使っていくかということが我が国の社会資本整備の大きな枢要を担っていくと思っておりますので、これの検討をしております。

一番最後ですが、北海道総合開発計画、これについて一言だけ申し上げたいと思います。83ページをごらんください。

全国計画は北海道、沖縄を含めて議論していただくのですが、北海道・沖縄については国の計画として北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画がございますので、広域地方計画の対象外というふうに法律上は整理されております。したがって、今回の国土計画の広域地方計画ができるのに合わせて、北海道についても、私どものほうの北海道局のほうで具体的な施策の検討を調整しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

ちょっと5分ほど長くなりましたが、以上で説明を終了させていただきます。

【森地部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたご説明に対し、ご質問、あるいはご意見、よろしくお願ひいた

します。

どうぞ、中村委員。

【中村委員】 今、政策課長から極めて簡潔に説明していただきました。ほとんど全部、なるほどと思いますし、非常に希望を持てる話でございます。

ただ、1つ、非常にあいまいな表現をされた、非常に苦しいのだらうと思いますのは、もう私が言うまでもなく、課長のほうがよくわかっておられておっしゃっているはずですが、37ページであります。条件不利地域。これは、議員立法でできたいろいろがあつて、面積よりもずっとその指定地域が多いのですが、これは「今後適切に対処いたします」と。「適切に対処いたします」という日本の行政独特の言い回しで、これでまた20年ぐらい先、何もできずに、この不合理なものが進んでいくのではないかと、私は、ここは大変がっかりしたわけでありませう。

これを何とかして、もっと科学的、合理的にどういうふうなものが条件不利地域なのであるかと。この条件とは、たくさん条件があるわけで、島であるとか、雪であるとか、いっぱいいろいろなことがあるわけですが、そういうふうなのになんと科学的な基準をつけて、科学的な分析方法をとつて、そして評価すると。そして、どういうふうな助成をするという、これをやるのは大変難しいというのは想像できるのですが、だけれども、どうしても蛮勇を奮つてやっていただきたい。これは総合政策局の仕事でもあり同時に、国土計画局の大変大事な仕事である、国土形成計画で放っておけない大事な仕事であるということをおきたいと思ひます。

それから、もう一つですが、これは何ページだったか、話がなかつたのですが、老朽化により増大する維持管理・更新費と。このとおりであります。更新費も老朽化するのですが、どこがどういうふうに老朽化しているのかという、このデータベースのつくりというのは、これは猛烈に大変な話であります。橋なら橋、下水道なら下水道をとつても、我々の国のストックはこれだけ増えて、また増えていくわけで、それが何十年にもわたつて行われている。そして、その間に、それが途中でいろいろな形でいろいろな治療が施されているわけでありませう。それはどうなつているのか、ほんとうのところはよくわからない。だから、これをもう少し本気になつてやらなければならない。幸い、今、いろいろな電子化なんて言つてはいますが、CALSとか何とかいろいろな方法はあるわけで、そういうようなITを活用して、私は、これは「インフラのカルテ」と言つてはいますが、要するに健康カルテ、子どもが健康についてずっと、もう最近の子供は生まれたときからそれがずっと蓄積されていつて、途中でどんな予防注射をしたとか、どんな治療を受けたとかというのがみんな入つていくわけですが、そういうふうなものをしっかりしないことには、これはもうわけがわからなくなつて、どこをどう手をつけていいとわからないと。地震が来て壊れてから初めてあそこが悪かつたとわかるよう

なのでは大変だと。これは、これだけインフラが成熟したときに、どうしてもやらなければいけないということをご理解いただきたいと思います。

【森地部会長】 ありがとうございます。

どうぞ、奥野委員。

【奥野委員】 今、条件不利地域の話が出てまいりましたけれども、それに関連しまして一言。

先般、中国地方の山間部に行く機会がありまして、これは私事で恐縮なんですけど、私の出身地のほうなのでありますけれども、この計画部会でも「限界集落」という言葉を私ども自立地域専門委員会でも使っておりますが、そこではさらに「限界集落」の上をいく「危機集落」という言葉がありまして、「限界集落」「危機集落」はどこかという、県の完全なマップができていたというのを見せていただきましたけれども、ただ、そこで非常に強く感じるのでありますけれども、では「限界集落」「危機集落」に住んでいらっしゃる方々がかわいそうかということ、決してそうではない。高齢化も進んでおりまして、だから、あれはかわいそうだという目で見たいけないのだということを思いますと、生活は随分よくなっているのです。雪は降っても、以前はほんとうに雪を人がラッセルしながら移動しなければいけなかったのですが、今は雪が降りましても、朝、お昼前までには全部除雪してくださいますですね。それから、昔ですと、買い物に行くにも山越えて、30分、1時間歩いて行かなければいけなかった。今はこれを車で5分もあれば十分にお店まで行けるわけでありまして。それから、病気も、先ほど緊急医療の話をご課長からいただきましたけれども、ほんとうに大変で、倒れたときには、大都市というようなわけにはいきませんが、しかし、町が救急車がありまして、若干時間はかかるけれども、それで運んでもらえる。したがって、生活の満足度も高いんだと思うんですね。家も広いのがありますし。

それで、何に、今、困っているんだということをちょっと聞きましたら、やっぱり病気なんですね。病気なんですから、通院をしなければいけなくなるというこれが一番困る。最近医療のレベルが高いですから、10キロ、20キロ離れた、少しまとまった市の市民病院とか、あるいは近くの公立病院とか、そういうところに行く。そうすると、10キロか20キロはあるんですね。家の者に通院に連れていってもらうわけにはいきませんから、2週間に1回とか月に1回、そうすると、やっぱりタクシーを呼ぶわけですよ。そうすると、タクシーを呼びますと、やっぱり5,000円から1万円かかるんです、片道がですね。それを2週間に1回、これを毎月1回やる。こういうのが大変なんだというふうなことを言っております、だから病気にはならないように気をつけるんだと、こう言っておりますけれども、「条件不利地域、かわいそう」ということでは決してないのではなからうかと、私は、この前、ちょっと行って感想を持ちました。

以上です。

【森地部会長】 どうぞ、鬼頭委員。それから、中澤委員、お願いします。

【鬼頭委員】 森林の話があまりなかったもので、そのことについてお伺いします。

今日こちらへ来るときに、麻布十番の裏通りを通ってきましたら、炭の配達をやっている様子で、その箱を見ましたら、「備長炭」と書いてあるんですが、Made In Malaysia とか、Made In Myanmar と書いてあるので、ちょっとびっくりしたんですが、相当そういうものも輸入されているのかと改めて感じたのです。

水と緑のネットワークの形成とか、健全な水循環構築とか、総合的な土砂管理というご説明がございましたが、たしか62ページには「森林の保全」と書いてございますけれども、これは国土交通省だけの仕事ではないのかもしれませんが、これについてはどのような位置づけにされているのか。ハードだけではなくて、健全な里山とか森林を育てることも大事な仕事なので、ぜひこれは他省庁との共同で何かお考えいただきたいと思っております。

それから、もう1点は洪水のハザードマップを平成21年度までに配備するというご計画だそうなんですが、地震ともあわせて、大規模な、例えば企業であるとか大学であるとか、そういうところの、今、対応マニュアルのようなものを作成を義務づけておられるかどうか。これは実はお恥ずかしい話、私の所属しております機関では、まだ全然手をつけていないので、教職員がどういうふうに学生に対して指示を出せばいいかというのがきのうもちょっと議論になったんですけれども、民のほうで自分たちはどう動くかということをやはり日ごろ考えておく必要があるのではないかと。その辺の何か制度的な枠組みはご用意されているかどうか1点です。

それから、最後は1つ、この会議を通じてアジア・ゲートウェイということをずっと強調してご報告いただいて受けてまいったのですが、それだけではなくて、最初のほうで太平洋沿岸の3つの地域でスーパー中枢港湾をつくって日本の海運の機能を回復させよう、あるいは発展させようというお話なんです。これは日本海沿岸諸港との整備との関連で、国内で何か競合が起きるかどうか、あるいは何かうまいすみ分けというか、機能の分担をお考えかどうかということについて伺えればと思います。

以上でございます。

【森地部会長】 どうぞ。

【中澤委員】 総論的に非常に多岐にわたって研究なされてすばらしいと思っておる自治体でございます。私も地方自治の担当という状況の中から、また、私の持っている地域の特性の中から全体的な状況下で考えて、総論的なことで1つ言えますことは、前々回から各省庁のいろいろなお話を聞いて

ていまして、そのお話の項目の中に共通点があるわけですね。ところが、共通点をみんな省庁ごとの縦の状況下ですっとおやりになっていて、1つの課題を横に通していったときに、Vの字の谷間みたいに漏れがないのかというようなところがちょっと感じるところがありますので、そういった横の観点から1つの課題から見てみたときに、各省庁がどういうふうに考えていて、これからの1つの国土計画の上においてどのような指針を出すのかというチェックが必要なのかなと思いました。

私が担当する地域の中で、特に皆さん方は多分お触れにならないだろうから触れさせていただきたいのは、観光立国推進の問題でございます。観光という問題の意味合いのとらえ方が、まだまだそういう意味においては非常に狭義におとりになっているのかなと。やはり観光という問題を国土交通省さんもおっしゃっていますけれども、「国の光を見る」ないしは「国の光を見せる」という考え方になると、かなり大きな1つの課題になり、今までの「売って幾ら、買って幾ら」の中ではお客様に頭を下げるというような意味合いでお金をいただく観光というところから、もう国全体の状況下も考え、その問題を踏まえて国土交通省さんも観光立国という問題にも手を出してきたと認識しております。

我々観光に従事している地域の中において、こういった1つの国の施策が出てくるのは大変ありがたいことであって、やはりこういった状況から考えて、もっと観光という問題を広義にとっていただくと、やはり今後における1つの指針として、環境庁ですとか、観光局とか、観光を中心とした1つの考え方の中で包括的な問題をもう少し考えながら、やはりインバウンドの強化、国の光を外国に訴えていく、1つの日本のアイデンティティーというものをそこから訴えていくという意味においては、非常におもしろいいろいろなアイデアが出てくるのではないかと思うので、2010年の観光立国そのものだけが今後における推進の問題ではなく、観光という問題についてのとらえ方をもう少し真髓からやはり国土計画の中に入れていくという考え方は必要なのではないかとちょっと感じました。

それから、もう一つは、具体面の実質的な地方自治という問題からいきまして、入札制度の問題で、確かに入札のボンド入札というやり方は、こういうのがあるのかと知らせていただいて非常にためになるわけですが、基本的な考え方として、国の入札制度がどうかということよりも、国土計画ですから、地方自治の問題までもすべてこう考えた中に、我々が今のちょっといき過ぎた一般競争入札理論に非常に頭を悩ませているのが、地場産業の育成という問題がまるでこれは飛んじゃうわけですね。すべて一般競争入札という形になりますと、都会組の方が全部勝って、この地域の問題が全然育たなくなるという状況があるわけです。しかしながら、私がやはり公の席でこれを言っているのかどうかの問題は非常にあるんですけれども、やはりそういった地場産業の育成ということを私が言

えば、もうそれが天の声になってしまうという話になるわけなので、やはりもう少し全体的に国から入札のあり方という問題が国レベルだけで考えるのではなく、やはり国土計画の中でこれが組み入れられるのなら、地方としてはこうあるべきではないかみたいな指針が出ると、一般の理論に関する問題として一般市民の納得性が非常に出てくるのではないかと。今、いろいろな事件が起こっている中において、こんな小さいことでも非常に拡大評価をしながら、市民が非常にそういうような形で突いてくるというケースがものすごくあります。そういった中において国土計画の状況の中からこういった制度についての1つの大きな指針を出していただけるのは、我々にとって非常にありがたいと思うことで、以上、この観光立国と入札制度についての問題として一応ご指摘させていただきたいと思えます。よろしくどうぞ。

【森地部会長】 ありがとうございます。

村田委員、何かございますか。

【村田委員】 このところ、仕事の関係で地方とかにも行っているんですけども、例えば新潟の妙高市のほうで「ミスト農法」という新しい農法で有機野菜を、特に今、青葉を雪の中のハウスで通年で非常に質のいいものができるようになったということで、その地域に例えば家賃3万円で人を呼んで、非常に環境がいいハウス内で農作をやっていただいて、園芸療法的な意味合いも持たせた上で、また、ある程度お金をためてまた戻られるということで、都心の方が現代版出稼ぎ、逆ですよ、都市から田舎のほうに出稼ぎに行って、いい環境の中で仕事をして戻るとか、そういうような事例だとか、やはりあと工場用地の造成についても夕張市の事例等が出てきて、地公体の方も民間のファンドのお金とかを活用できないかというような話もされていて、非常にいろいろところで創意工夫が行われているのではないかと思うんですが、先ほどおっしゃられたように、やっぱりいろいろな省庁間の協調が、その技術面での補助金だとか、地域興しの補助金だとか、そういうものがわりとうまく円滑に活用されにくいのかなというようなところをちょっと感じておまして、その辺の調整がどういうふうに行われているかというようなことも教えていただければと思います。

【森地部会長】 ありがとうございます。

私のほうからも2点申し上げたいのですが、1つは、今回の予算で地域自立活性化支援という、大変素晴らしい制度ができたのだらうと思いますが、ここでご説明があった、76・77ページあたりでご説明があった事業評価、あるいは入札についてのプロポーザル方式とかと比べて、プランニングについての評価をどうやってやっていくかということについて、何らか仕組みを考えておいたほうがいいのではないかと気がいたします

1つの事例のイギリスのローカル・トランスポーション・プランの評価制度は大変よくできており

まして、5年間である自治体は予算をたくさんとり、一たんとったその自治体も、1年目、2年目、3年目と最大25%までとり返される。つまり、うまくいっているところにはもっと上げるし、だめなところはとり返すと、こういうインセンティブの非常に強い制度をつくりました。ただし、1年目は計画がちゃんとしているかという観点からの評価ですし、最終年度になると成果がちゃんと出ているかという評価ですし、どういうことで評価するというルールがはっきり公表されていますので、競争するほうもそれに従って気をつけながらやるという、こういう格好になっております。

それから、中村先生と昔からよく議論するのですが、日本の公共事業についてはコンペ方式が大変少ないと。建築の社会と違って、インフラについてはそういうのが非常に少ないのだけれども、そのバックには、そういうことをやるような制度的な枠組みがつくられていない。ルールがですね、法律が。そんなことで、何かプランニングとかその評価という話を、今あることだけではなくてやっていくことが必要なのではないかと。これが1点でございます。

それから2点目は、広域地方計画に関してで、国土計画局の地方支局が中心になって、国のいろいろな支局とそれから自治体と一緒にやっていくわけですが、ちょっと考えてみただけでも大変な利害調整をやらなければいけないはずで、これをやるために何をしなければいけないかという話もう少し今の段階から用意されていないとうまくいかないのではないかと、こんな気がいたします。したがって、ぜひもう早急にそういう、それをうまくいかせるための仕組みなり、ルールなり、あるいはインセンティブなりを、さらに突っ込んでやっていただければいいかなという気がいたします。

それから、同じく地方の広域地方計画の中でアウトプットとして制度提案もしてくださいというようなことを言っているわけですが、それぞれの地域の特有の問題とか、全国的な問題についての特有なとき方について、いろいろなやり方の制度提案をしてほしい。そういうことを言ったときに、なかなか急に国のルールをこう変えましょうというのを自治体の方が、しかも、共同でアウトプットするのは難しいのではないかと思うんですが、そういうことについて何らかやっばり、情動的なバックアップなり、技術的なバックアップなりなどが必要なのではないかと思います。

それから、3番目は、重点計画のほうには重点目標とそれから指標があるわけですが、広域地方計画はやっぱり同じように、10年なら10年というところでどこまでやれるのかという、こういうことがあったほうがいいような気がいたします。その重点計画は国全体ではなくて地方としてのものですから、そういうものが出てきたときに、それをやっていただきたいということと、それと、今度この社会資本のほうの目標とどういう格好ですり合わせるのか、こんなことが気になっております。すべてコメントでございます。

それでは、よろしければ、課長のほうから、いろいろご意見がございましたのでお答えいただい

て、それで時間がございましたら、重ねて委員の方からご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

【国土交通省総合政策局石井政策課長】 私だけで全部答え切れないかもしれませんが、第1点の中村先生からのご指摘の条件不利地域については説明になっていないという厳しいご指摘でございましたが、正直言います、まだ私ども、現在あるさまざまな条件不利地域の制度、弊省を超える過疎の法律、これは一番最大のものがございますが、これを含めてどういうふうに検討していくかというところについて確たる方針は持っておりません。ただ、一方で、今のままでいいのかという思いは、私どもも総務省のほうも持ち始めておりますので、その中でやはり勉強していく必要があると。EU等の支援の制度は相当シングルな指標でやるということで絞り込んでやっております。そういう時代の流れも踏まえながら検討をしていく必要があると思っております。

それから、今後、維持管理についてのインフラのデータづくりが大切であるということで、これは私ども技術調査課のほうで、今のICTのイノベーションの一環としてこれを検討していくと。データベースをその事務所だけで持つのか、それとも、それを含めて現場でもデータをUコード等で引けるようにするのかとか、さまざまな議論があるようですので、これを含めてこれは大変重要な課題というふうに私どもも認識しております。

それから、奥野先生のご指摘の「限界集落」の上の「危機集落」で、困っているのはタクシーのそういうのが一番困っているんだということで、若干触れさせていただきましたが、大都市の交通、それから地方都市の交通、さらにその下にいくと、いわゆる公共交通はもう私ども成り立たないと。それが今まではマイカーで何とかおじいさん、おばあさんでも行ってもらえたわけで、相当私は80歳ぐらいまで車に乗るのではないかと思います、さはさりながら、それでももうちょっと危ないという人の部分については、ここの中でご紹介したやっぱりNPOとか、そういう意味の「新しい公」が、施設整備とかまちづくりだけではなくて、実は公共交通の一部肩がわりというところが私どもは1つの解ではないかと考えております。

それから、鬼頭先生から、ちょっと森林については、この絵の中にはかいてあるのですが、正直言って私どもあまり実際にやっている分野ではございません。あと、大学・企業等の防災関係等のマニュアル、これは内閣全体の防災統括官のほうで全体を所掌しておりますが、今、義務づけということにはなっていないと思いますが、対応プラン、あるいはBCPプランをそれぞれつくっていくということで、私どもの役所、それから出先等を含めた事務処理についてはBCP、何か起きたときに最低限この機能は絶対になくさないようにする、その他については現在作業を進めさせていただいております。

それから、アジア・ゲートウェイ、スーパー中枢港湾、日本海等の関係はどういうふうになっていくのかということでございますが、申し上げましたように、基幹航路の維持というところで私どもスーパー中枢港湾のところは大規模な施設でやっていきたいと。一方、地方港湾については、これはもちろんスーパー中枢港湾から荷物を受けることもあるでしょうし、あるいは、例えば釜山から——もう釜山からは50とか60のフィーダーの航路が開かれております。あるいは大手の外国資本等は非常に物流が多いので、自前の船を投入するというようなお話もあるようですし、そういう意味でも、そういうところの受け入れといったことも大変効率的な物流で、物流の99は海上輸送になっておりますので、そういう点を踏まえて役割分担をしてやってまいる必要があると思っております。

それから、中澤委員からお話がありました観光立国については、今日、実はあまりきちっとご説明をする時間もなかったのですが、私どもとしては、非常に大きな施設整備等と並ぶ私どもの大きな政策の柱ということでやっておりまして、実は、局はなかなか今、新しい局をつくることは組織管理上認められておりませんので、局にはなっておりませんが、名付き審議官ということで総合観光審議官がおりまして、これはもう局長級ということで、局単位の組織を持って、今、対応しております。

おっしゃられました、いやもっと観光庁といった議論はないのかということで、これは議員の中ではございます。これはどういうふうに組織論として議論していくかというのは、なかなか政治とか行革との関係もございますので、その中で勉強していくことになろうかと思えます。

それから、入札について、地方等に向けてのあり方をどうするのかということでございますが、実は国については、今までさまざまな一般競争入札、技術提案、その他を含めてやってまいりました。これを、経済財政諮問会議でご説明したときにも同じ議論が出まして、実は総務省と私どもの役所と協働してこの点について検討するようにと。地方が動くための今後のあり方を議論すべきだということで、この点もご指摘を踏まえて現在作業をしているところでございます。

あわせて、地場産業としての建設業のあり方をどう考えているのだというご指摘がございました。なかなか地場産業というところまでのとらえ方はしていないのですが、やはり地域の安全の維持であるとかまちづくりに果たす役割は、単に施設を安くつくるといったことだけでは換算できないものがございますので、今、私どものほうで企業を評価する経審という、中澤委員はもうご承知だと思いますが、経審の中でこれらのウエートをどう考えるかということについても議論をしております。

それから、村田委員から、省庁間の調整はどうなっているかということでございますが、横断的にいろいろ仕事があるのではないかとということで、この中にもいろいろ協議会をつくって各省連携でやっているその他ということが公式的な見解になります。

ここから先は私の個人的な見解をちょっと述べさせていただきますと、確かに省庁間連携は非常に

大切なのですが、一方で私の経験からすると、これだけ相当大きくくりにいたしました、役所、国土交通省は7万人に近い人間がいる、あるいは、厚生労働省についても相当巨大官庁になっております。ある程度仕事を、むしろあまりこの仕事はこの役所とこの役所とこの役所と、4つも5つもかかわるよということにするのがいいのか、ある段階ではその種分けをして、これだけ巨大官庁になっておりますので、つかさ、つかさできちっとそのかわり責任を持つというふうにしたほうがいいのか、ここは大いに議論が出てくると。あまり逆に何か協議会で物を決めることになると、前へ進むのも遅いですし、決めた後、私の経験ですと、ほんとうの責任を持ってやるところがはっきりしないといった弊害も出てきているように私には思えます。

それから、森地先生からいろいろ評価について、例えば後の評価、ランニングの評価、その他ということで、それは調整官からもちょっとあるかもしれませんが、私の経験で1つ言いますと、まちづくり交付金については、最初に目標を出させます。それで中間評価をして、そこでこの程度までやりますと言っていたことがやっていない場合には、そのいろいろ指導勧告みたいなことをやって、最終評価のときに評価をして、実はそこが森地先生が言われて25%取り戻すと聞いてびっくりしたのですが、そういうことはできなくて、今は、うまくやったところにはさらに後のプロジェクトに一生懸命おつき合いますが、そうでない場合には今後おつき合いはしないということがあり得ますと。どんな評価基準でやるかということを確認にすべき、これはちょっと部分的ですが、まちづくり交付金については交付金を出すときに先方にもお伝えしてございまして、若干ですが、進めてはいると。ただ、できが悪いから、やった金を返せというところまでやり切れていないので、これはちょっと勉強させていただきたいと思えます。

【森地部会長】 正確には、5年の約束をしておいて2年目から減らすということですから、日本のとは基本的には似たようなことです。

【国土交通省総合政策局石井政策課長】 そうですか。そういう形を。確かに、それから広域地方計画、大変な利害調整、それから制度提案をするためには情報面でのバックアップ、それから、ともかく現地での利害調整のための仕組みということで、これは国土計画局のほうをご指導になられる話だと思えますが、私どもの現場の出先を使っていただくことになりますので、最大限、私どもの出先でバックアップできるようにしてまいりたいと思っております。

ちょっと抜け落ちていることがないか……。

【森地部会長】 ありがとうございます。

【国土交通省総合政策局石井政策課長】 以上でございます。

【森地部会長】 重ねて委員の方々からご発言はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに発言がないようですので、次に移りたいと思います。国土交通省の方々におかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして環境省よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【環境省総合環境政策局奥主環境計画課長】 環境省環境計画課長の奥主と申します。座って説明させていただきます。

環境省といたしましては、資料3-1、3-2でございます。2つの資料に基づきまして説明させていただきます。基本的には資料3-1「ヒアリング資料」に沿いまして説明させていただきたいと思います。

まず、表紙を繰っていただきたいと思います。

目次のところでございますが、まず、一番目に環境行政の観点から持続可能な国土形成のためにどのような基本的視点が必要かということについて簡単に説明させていただきたいと思います。次に、それを踏まえまして国土形成に係ります重要課題と施策の方向ということで8点、8つの分野につきまして順次説明させていただきたいと思います。

まず、1番目でございますが、1ページでございます。

「持続可能な国土形成のための基本的な視点」でございます。4つの大きな枠で囲まさせていただいておりますけれども、まず1点目といたしまして、国土形成を図っていくために、まず地球温暖化対策など長期的視野に立った対応が必要でありまして、こういった観点から戦略的に抜本的対策を講じる必要があるのではなかろうかと。

次に、2点目、右の枠でございますが、では、こういった観点からということでございます。1つ目はまず、健全な循環の確保ということでございまして、炭素循環、水循環など、自然界全体の物質循環の適正を図っていく。もう一つ、人間の社会経済活動を通じた物質循環といったものにつきましても、その健全な循環の確保を図っていく必要があるだろうということでございます。

次に、下の枠でございますが、「『国土の価値』を高めるための国土・自然の形成」という視点が必要だろうと。ここはさらに3つの項目に分けさせていただいております。

1つ目が「豊かな自然の形成」ということでございまして、質の高い生態系ネットワークの形成、豊かな生態系を育みます二次的自然等の適切な管理、里山等の適切な管理が必要だろうということでございます。

2つ目の枠が「国土の有効利用」ということでございます。これは3つの提案をさせていただいて

おります。人工林等、いろいろ先人が築いてきましたストックの有効活用を図っていく必要があるのではないかと考えてございます。次に、水、緑、都市におきます緑地でありますとか、あるいは風の道、河川など「自然資本」の有効活用を図っていく必要があるのではなかろうかと。3点目といたしまして、これは土壌汚染等負の遺産の処理。これはせいてはならないと考えてございます。

3つ目の枠でございます。「地域づくりと参加」ということでございまして、環境資源を生かしました地域づくりといったものを考えていく必要があるのだろうと。もう一つ、2つ目が、国土形成を図っていく上でいろいろ社会資本整備が必要になるわけでございますけれども、そういった社会資本整備におきます計画段階からの環境配慮、戦略的環境アセスメントの視点が必要ではなかろうかということでございます。

最後の枠でございますが、こういった国土の形成を図っていく上で、我が国だけで完結するものではございませんで、東アジアを視野に入れました国際的な対応が必要ではなかろうかということございまして、共通の問題解決プラットフォームの構築、循環型社会の構築など、特に東アジアを視野に入れた国際的な対応が必要ではなかろうかということでございます。

こういった基本的な視点を踏まえまして、個別に説明させていただきたいと思っております。1ページ送っていただきまして、3ページでございます。

先ほど申しました自然界の物質循環、あるいはその人間の社会経済活動を通じた物質循環の観点でございます。国土形成におきます健全な物質循環の確保ということでございまして、考え方でございますが、環境保全を図っていくためには、1つ目としましては、自然界の物質循環とその一部を構成します社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れて適正な循環が確保されることが重要であると。地球温暖化に係ります炭素の循環、廃棄物リサイクル問題に係ります資源の循環という観点でございます。

こういった考え方をこういう物質循環の確保を図っていくという観点から、では、施策の方向性としてはどういうものが考えられるかということでございます。

1つ目といたしましては、まず、脱温暖化社会の形成ということでございます。来年度から京都議定書の第1約束期間が始まりますけれども、そういった観点から対策の施策は急務となっております。温室効果ガスの排出を削減するために、省CO₂型の地域・都市構造、あるいはその交通システム等の形成、あるいは省エネ型の機器といったものの機器単位の普及といった対策・施策を実施するというところでございます。

特にバイオマス、新エネルギー等は重要でございますけれども、そういった観点からバイオマス、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの導入を促進する必要があるだろうということござい

す。森林の整備・保全の推進によりまして温室効果ガスの吸収源の確保を図っていききたいということでございます。

2つ目が、循環型社会の形成ということでございます。廃棄物処理法や各種リサイクル法があるわけでございますが、そういった法律・法体制の強化とあるいは適切な施行によりまして3Rの推進と不法投棄の撲滅を図っていききたいということでございます。

特に循環型社会の形成を、では具体的にどう図っていくかということでございますが、各種リサイクル施設等の地域循環システムを広域な観点から国と地方が一体となって構築していく必要があるだろうということでございます。

次のページ、4ページを繰っていただきたいと思えます。

これは、現在におきます地球温暖化温室効果ガスの状況でございます。水道の蛇口のところから出ておりますが、人間の活動によりまして、毎年、人為的排出量といたしまして63億炭素トンが出ております。当然、海とか森林とかで自然の吸収量があるわけでございますが、そこで、それは31億炭素トンということで、現在の排出量は、その自然界吸収量の約2倍にも達しているということでございまして、現在、380ppmの状況になっておりますが、それがさらに増加するおそれがあるということでございます。

次のページでございますが、では、そういった地球温暖化で、今、避けられない影響ということで、既に地球温暖化の影響はあらわれてきている。今後さらに大きな影響が予想されることから、さまざまな研究が明らかになってきているということでございます。

I P C C報告書等でありますが、次でございますが、2006年、これはイギリスのスターン博士がレビューしたものでございますが、排出削減対策をとらない場合は世界全年の年間GDPの5%から20%の被害損失をこうむるおそれがあるだろうということも報告されております。また、日本につきましては、海面上昇等がありますと、こういう対策として、1つの試算でございますが、11.5兆円の費用がかかるのではなかろうかという試算も出ているという状況でございます。こういった影響の中で地球温暖化対策の加速化を図っていかねばならないわけでございます。

次のページを繰っていただきたいと思えます。

総合的な対策といたしましては、京都議定書目標達成計画ということで2005年に閣議決定がされております。現在、この計画に基づきまして目標達成のための対策・施策を推進しているところでございます。

真ん中辺の「目標達成のための対策と施策」ということでございますが、温室効果ガスの排出削減対策、森林の吸収源対策、京都メカニズムにおける海外におきます排出削減等事業等を推進したり、

あるいは横断的施策といたしまして排出量の算定・報告・公表制度の整備でありますとか、基盤的施策としましていろいろな吸収量の算定体制の整備とかを進めているところでございます。これはもちろん環境省だけではございませんで、政府全体として進めているところでございます。現在、平成18年、昨年でございますが、10月27日の中環審（中央環境審議会）におきまして目標達成計画の評価・見直しを開始しているということでございます。

こういう対策を講じていく中で、1つ来年度、環境省としても取り組もうとしている施策をご紹介します。

次の7ページでございます。

バイオマスエネルギーの導入加速化戦略ということでございまして、これは昨年の経済成長戦略大綱にも位置づけられておりますが、バイオマスエネルギーの導入加速化に関する施策を強力的に推進していきたいということでございます。

ちょっと小さくて申しわけございませんが、2つの取り組みをここで紹介したいと思います。

大都市圏におきましてエタノール3%の大規模実証事業の展開と、あるいは宮古島におきましてこれは「バイオエタノール・アイランド」構想ということで、エタノール自動車の促進を図って走行試験を図りまして、エタノール、バイオマスエネルギーの導入加速化を図っていきたいと考えております。

以上が、脱温暖化社会の取り組みの関係でございます。

次のページ、8ページでございますが、循環型社会におきます関係でございます。平成15年度の我が国におきます物質フローの模式図ということでちょっとご紹介させていただきますが、我が国におきましては、17.5億トンの天然資源の投入量がありまして、そのうち2億トンを循環利用しています。最終処分といたしましては、約4,000万トンが出ているということでございます。こういった状況を踏まえまして、循環型社会形成推進基本計画におきまして、そこに書かれておりますような目標を掲げておりまして、それに向けて施策を推進しているところでございます。

9ページでございますが、では、1つのその具体的な取り組みといたしまして、循環型社会の構築に向けた地域づくりということでございます。複数市町村の共同・広域処理によります地域におきます廃棄物処理・循環資源・エネルギー利用システムの構築を図っていくことでございまして、これは循環型社会形成推進交付金を活用して推進していきたい。で、そういった取り組みを通じまして全国各地域からも全国にそういう取り組みを発信して広げていく、あるいはまた、アジア・地球規模への発信をしていきたいと考えております。

次のページ、10ページでございます。

これは、先ほどの前向きの施策ということであれば、これは、まあ後ろ向きとは言いませんが、マイナス面に対する対策でございます不法投棄撲滅アクションプランでございます、その3ポツに書かれております「意識の向上」でありますとか「廃棄物処理体制の強化」「人材の育成」といったことを含めまして不法投棄の減少を図っていききたいということでございます。

次の11ページでございますが、循環型社会を考える上で、当然、国際的な関係も考えていかなければならないということでございます。

資源は国境を越えて移動するわけでございますので、当然、課題といたしまして不適正な処理でありますとか、循環資源の越境移動の活発化によりますリサイクルシステムへの影響などがあるというようなことでございまして、基本的な考え方といたしましては、真ん中のブラウンの枠、網かけをしておりますその四角のところでございますが、まず各国での国内での循環型社会を構築した上で、不法な輸出入を防止する取り組みを充実・強化し、その上で物質資源の輸出入の円滑化を図っていききたいということでございまして、こういった観点からアジア地域におきます3Rの展開を図っていききたい。特に2008年、G8議長国となりますので、我が国としてリーダーシップを発揮していききたいと考えているところでございます。

次に、12ページでございます。

これは、先ほど調査資料を見ていただきましたが、食料輸入によります物質収支といたしまして、我が国としましては、食料の輸入等を通じまして大量に水や窒素を輸入しているということでございまして、そういった意味からも、我が国だけで完結した施策は考えられないということで、1つの資料としてごらんいただければと思います。

以上が、物質循環の確保という観点からの説明でございます。

次に、13ページでございます。

「環境負荷の少ない持続可能な都市の形成」ということでございまして、特に人口集中等が行われております都市におきましては、さまざまな環境問題が起こっております。そういった意味から、都市においてどのような対策が必要かということにつきまして申し述べさせていただきたいと思っております。

特に都市におきましては、考え方でございますが、地球温暖化、大気汚染、ヒートアイランド現象など、原因はそれぞれ異なりますけれども、さまざまな都市形態の改善にわたる対策が必要となる環境問題が起こっているわけでございます。

1つといたしましては、NO_x等の高濃度汚染地域の存在でございます。窒素酸化物の濃度が局地的に高濃度になっている場所について、どのような対策を講じる必要があるか。

2つ目といたしまして、これはちょっと資料3-2の参考資料をごらんいただきたいと思いますが、その6ページでございます。6ページをごらんいただければと思います。

これは、18年度の環境白書におきまして1つの試算として求めたわけでございますけれども、前橋市と高知市を例にとりましたものでございます。ごらんになってわかりますように、ほぼ同規模の都市であっても、その都市の構造によりましてCO₂排出量に大きな差異が生じているということでございます。拡散した都市ほど1人当たりのCO₂排出量——運輸、旅客、民生関係でございますが、増大する傾向にあるのではなかろうかということ、ひとつ試算として示したものでございます。こういったことから、エネルギーの面的な利用を促進し、人口減少・高齢化社会にふさわしい、CO₂排出量の少ないコンパクトなまちづくりを推進する必要があるのではなかろうかということでございます。

3つ目でございますが、これは地球温暖化、あるいはヒートアイランド現象対策とも関連しますけれども、自然資本を骨格としました環境負荷の少ない都市構造を実現することが必要だろうということでございます。

施策の方向性といたしましては、そこで4つの丸で掲げておりますけれども、まず、高濃度汚染地域等の改善等の関係におきましては、公共交通機関の整備・利用促進でありますとか、交差点改良等の道路構造の改善等、さまざまな対策を連携をとりながら講じていく必要があるだろうということでございます。

2つ目でございますが、京都議定書目標達成計画にもとづきまして、先ほどの省CO₂型の地域・都市構造や社会経済システムの形成のための取り組みを図る。これは、当然、大気汚染対策あるいはヒートアイランド対策とも共通するものでございまして、公共交通機関の整備・利用促進など、そういったものとも共通する施策でございます。

ヒートアイランド対策につきましては、これはその関係省庁間でその対策大綱を決めておりますので、それに基づきまして施策を講じていくことが必要かと考えております。

次のページでございますが、これは14ページは、先ほど環境にやさしい交通システム、高濃度汚染地域の改善のイメージということで、このようなさまざまな施策を講じていく必要があろうというイメージ図でございます。もちろん、環境省でこれだけできるわけではございませんで、当然、国土交通省さんをはじめとして関係省庁において連携を図っていく、進めていく必要があるということでございます。

次の15ページは、ヒートアイランド対策大綱に基づきましたその施策例ということで、こういった、ここに掲げられております対策を推進していきたいということでございます。

次の16ページでございますが、これは先ほど自然資本を骨格としました都市のイメージ図ということで、こういった緑地の整備でありますとか、「風の道」の確保、水辺の回復・活用等を通じまして都市のエネルギー環境を改善しまして、CO₂対策、あるいはヒートアイランド対策を進めていきたいということでございます。これは、1つの例としてこういうことが考えられないかということでございます。

次に、17ページでございます。

「国土を支える健全な生態系の維持形成」ということでございます。生物多様性国家戦略に基づきまして、「自然と共生する社会」の構築を図っていく必要があるということでございます。

考え方といたしまして、5つの視点がございます。1つは、生態系の保全と自然再生ということで、人間活動によって引き起こされました環境の改変等が進行したわけでございますが、そういったことに対しましていろいろな施策を講じまして生態系保全の強化が必要だろうということでございます。2つ目が、里地里山における人のかかわりの低下ということでございまして、人口減少等に伴いまして耕作放棄地の増加等によりまして、地域特有の生育環境が消滅または低下しているというようなことでございまして、こういった里地里山の保全といったものを考えていかなければいけない。3つ目が、野生動植物の絶滅の危機対策、あるいは外来生物による生態系への影響への対応が必要だということ、4つ目が、自然とのふれあいを確保する必要がある。5つ目が、自然環境調査データということで、その対策を講じていく上で国土情報も重要でございますが、自然環境のデータ整備を行っていく必要があるということでございます。

次のページ、18ページでございますが、では、そういったものを踏まえまして、こういった施策の方向性が考えられるかということでございます。

生態系の保全につきましては、まずは国立公園など保護地域指定、あるいはラムサール条約湿地への登録等、いろいろな保護制度の活用、あるいは自然再生事業の推進。こういった国土あるいは広域地方圏計画等を活用しまして、生態系ネットワークの形成を推進する必要があるだろうということでございます。

2つ目が、里地里山の保全再生と持続可能な利用ということでございまして、環境省といたしましてもモデル地域におきます事業の推進を図っていきたいということでございます。

野生動植物の保護管理・外来生物対策の充実ということでございますが、鳥獣保護管理計画等の策定、あるいは防除事業を着実に推進していくということでございます。

自然とのふれあいの推進ということでございまして、ここにおきましては、いろいろな施設整備がございましたけれども、1つといたしましてはエコツーリズムのより一層の普及・定着に向けた取り

組みを図っていきたいということでございます。

自然環境データの整備につきましては、モニタリングサイト1000の推進のようなモニタリング体制の整備を図っていきたいということでございます。

アジア・太平洋地域を視野に入れました国際的取り組みにつきましては、国境を越えた生物多様性保全のための連携ということでございまして、いろいろな渡り鳥保護条約でありますとか、国際サンゴ礁イニシアティブなどに積極的に対応していきたいということでございます。

次のページでございしますが、これは自然保護地域の状況、19ページはその保護状況、20ページはラムサール条約湿地の指定状況、あるいは21ページは自然再生事業をこのような地域で行っているというこの表でございます。

次に、22ページでございしますが、特に里地里山におきましては、今、自然環境保全の観点が非常に重要な部分になっているということでございまして、ちょっと小さくて申しわけございませんが、日本地図がメッシュ図でかかれておりますが、その横に、薄い青で網かけの部分がございます。里地里山は日本の国土の約4割を占めまして、全国の希少種の集中分布地域の5割以上が里地里山地域に当たりまして、生物多様性の保全上、重要な地域であるということでございます。人為の働きかけが減少することによって、非常に深刻な問題が起こっているということでございまして、環境省といたしまして関係省とも連携しながら里地里山モデル事業の実施を行いまして、それを全国にモデルとして発信していきたいと考えているところでございます。

次のページでございしますが、エコツーリズムの推進の取り組みということでございまして、これにつきましては、環境保護とその地域活性化の観点を両立させるということでエコツーリズムの促進を図っていきたいということでございます。

次の24ページ、25ページは、先ほどのモニタリングサイト1000のどのような施策をやっているかという概要を示したものでございます。

26ページでございしますが、これは先ほどの国際的取り組みということでございまして、渡り鳥のルートがこういうふうに国際的広がりを持っていることから、国際的な連携を図っていくということでございます。

次に、27ページでございします。

流域の特性に応じた健全な水循環の確保でございまして、考え方といたしましては、流域全体を視野に入れて取り組みを推進していく必要があるということでございまして、施策の方向性といたしまして、各流域の特性に応じた施策の展開を図っていく必要があるということでございます。

具体的に、次のページを1ページ繰っていただきたいと思っております。

環境省といたしましては、来年度でございますが、国が類型あてはめを行うような水域等、広域的な対応が必要な水域につきまして、例えば複数県にまたがりますような河川等でございますが、そういったモデル水域で水循環計画を関係機関とも連携しながら設置いたしまして、いろいろな調査項目の調査を行いまして水循環計画を検討していきたい、そういったものを事例集としてとりまとめて全国に発信していきたい、と考えているところでございます。

次のページでございます。30ページでございます。

これはちょっと、先ほどの基本的な視点のところでの負の遺産の処理という点を述べさせていただきましたが、その関係でございます。

土壤汚染対策でございますが、特に現在、市街地の再開発や工場跡地の住宅地への転換等を契機といたしまして、土壤汚染が顕在化する事例が増加しているということでございまして、適切な土壤汚染調査や対策を行う必要があるということでございます。

特にこの棒グラフでございますけれども、基準が設定されまして土壤汚染対策法が施行されて以降、こういう判明事例が推移しております。これは、このときに新しく起こったというよりは、今まで隠れていたものが顕在化してきたということでございます。

こういった対策が必要になっているわけでございますが、それは一面、ビジネスチャンスも生んでおりまして、次の下の最後のところでございますが、土壤汚染調査受注件数及び受注高はこのようになぎのぼりで増えてきているというところでございます。

次に、海洋・沿岸域環境の保全でございます。

考え方といたしましては、環境基本計画でもございますし、あるいは、新・生物多様性国家戦略でもありますけれども、沿岸域におきます環境保全、あるいは生物多様性の保全といったものが重要であるということでございまして、施策の方向性といたしましては、まず負荷の発生抑制、生物多様性の保全、あるいは浅海域等の保全・再生、自然とのふれあいの推進といったことが必要であろうということでございます。

次の32ページは、この負荷抑制対策といたしまして、こういった水質総量規制制度等に基づきまして削減対策を講じている、次の33ページでございますが、海洋汚染防止のための取り組みを行っているということでございます。

次の34ページ、35ページは、先ほどの生態系の保全と重なるものでございますが、このような生物の保全ということがありますれば、海棲生物の保護と管理、国際協力を34ページは行っておりますと。35ページで、こういう保護制度を活用しまして、浅海域の保全・再生を行っているということでございます。

次に36ページ、37ページでございますが、漂流・漂着ゴミ対策ということでございます。これは非常に国際的な広がりをもって問題になっていることございまして、関係省によります局長級の会議といたしまして漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議の設置と対策に取り組んでおります。環境省といたしましても、来年度の予算といたしまして、地域を選定いたしまして漂流・漂着ゴミ対策のモデル事業等を行ってまいるための予算を要求しているところでございます。

次に、38ページでございます。

「環境保全のための地域づくりと担い手支援」でございます。環境基本計画でも環境への取り組みを通じまして地域コミュニティが活性化して、地域コミュニティの活力が環境保全への取り組みを生むことを目指すことが必要でございまして、施策の方向性といたしましては、まず、環境保全の組織、ネットワークづくりということでございまして、人材活用、コミュニティビジネス等持続可能な取り組みの推進、あるいは、地方環境パートナーシッププラザの運営等を通じまして、情報の提供でありますとか、情報を交換できるようなネットワーク形成のための場づくりの推進をしていきたい、あるいは地球環境基金というのが環境省にございますが、そういった基金を通じまして事業への補助みたいな資金面の推進を行っていききたいということでございます。

地域の環境資源や特長を生かした地域づくりということでございまして、先ほどもちょっと説明しましたエコツーリズムの普及・定着推進といったものがそういった取り組みの1つになろうかと思っております。

次に、39ページでございます。

持続可能な施策例の1つとして、ちょっと1つだけ紹介させていただきたいと思いますが、これは来年度新規の予算要求といたしまして考えてございますが、コミュニティ・ファンド等を活用しました環境保全活動促進事業ということでございます。地域において社会的に価値のある事業に対しまして出資を行いますコミュニティ・ファンドが重要な役割を果たしつつあるわけでございますけれども、そういったコミュニティ・ファンドが出資を行う事業、出資等をいろいろ事業を行うわけでございますが、そういった事業を決定する際に、評価手法の検証等を通じました支援等を実施していきたいということでございます。

これは、あと地方環境パートナーシップ推進費ということでございまして、これは継続でございますが、パートナーシップオフィスを設けまして、そういった対話の場づくり、地域での活動の紹介等、提供・普及を図っていききたいということでございます。

次のページ、40ページでございます。地域の担い手育成支援のための里地里山・里親プランということでございまして、これは再チャレンジ施策との関連にもなるわけでございますけれども、フィ

ールド・ボランティア登録、専門家紹介、研修制度ということで団塊の世代等の都市住民等に活用するということで、そういった人たちに対しましてボランティアでの活動場所を相談・あっせんしたり、あるいは環境保全活動を適切にアドバイスできるような専門家紹介等を図っていきまして、地域におきます環境保全活動の下支えといえますか、そういう基礎をつくっていききたいということがございます。

【森地部会長】 済みません、時間がもう超過していますので、後で議論する時間を残してください。

【環境省総合環境政策局奥主環境計画課長】 はい。では、次に41ページでございます。

社会資本整備におきます計画段階からの環境配慮ということございまして、戦略的環境アセスメントの考え方が必要ではないかということでございます。戦略的環境アセスメントにつきましては、計画政策等の早い段階での意思決定に環境配慮を組み込むために環境影響の評価を実施したいということでございます。

諸外国でいろいろ導入されておりますが、日本では国際的に見て導入がおくれているというような状況でございますが、平成18年、第三次環境基本計画におきまして、共通的なガイドラインの作成を図りまして、上位計画の決定に当たって戦略的環境アセスメントの政策に向けた取り組みを進めるとされたところでございます。

次のページ、42ページでございますが、そういった基本計画を受けまして環境省としてございますが、国土交通省、経済産業省等から委員の推薦を受けまして、戦略的環境アセスメント総合研究会におきまして戦略的環境アセスメントの共通的なガイドラインの検討に着手しております。道路、鉄道、空港、あるいは発電所等の建設、河川整備計画、あるいは発電所等の建設計画を対象に議論しておりまして、事業の位置でありますとか規模等の検討段階においてアセスメントを実施することとしたしまして、その評価方法についてはおおむね結論を得ている状況でございます。こういったことで、位置、規模等の検討に環境配慮を組み込むことは、特に自然環境の保全に効果が見込まれまして、こういう国土形成計画、あるいはそれに基づく関連する計画におきまして、策定に当たっては環境保全に大きな効果を発揮すると思われるところでございます。

予定といたしましては、今年度末に共通的なガイドラインをとりまとめまして、それをとりまとめた後、ガイドライン策定後は実施例を積み重ねまして、制度化に向けた取り組みをしていきたいということでございます。

最後、もう1点でございますが、44ページでございます。

先ほどいろいろ循環型社会や生物多様性のところでも若干触れましたけれども、アジアにおける環

境パートナーシップの強化ということでございまして、我が国としてのアジアの中における日本ということでございまして、そういう環境パートナーシップを強化していく必要があるということでございまして、特に日・中・韓3カ国環境大臣会合やアジア太平洋環境会議におきます包括的な政策対話を進めていくことと、個別分野ごとの環境協力の強化を図っていきたいということでございます。

次の45ページは、その個別分野の環境協力等の例を掲げたものでございます。

以上、済みません、時間を超過してしまいました。環境省としての考え方を説明させていただきました。

【森地部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきましたご説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

どうぞ、中村委員。

【中村委員】 国土審議会としてといたしますか、国土計画的な観点からの感想を言わせていただきます。

まず1つは、この中にほとんど記述がないのは、ローカルな環境問題であります。これは、例えばPMであるとか、あるいはNOxであるとか。私どもは、まだ問題が随分残っていると認識しているのですが、環境省としては、これはもう解決済みであるとお考えなのかどうか。

もう一つは、これもローカルな話なんです。例えば瀬戸内のマツクイムシの被害は瀬戸内だけではないんですが、あるいは北海道の風倒木、台風によってむちゃくちゃに荒された森林、こういうふうなのは、我が国の環境問題としては大変深刻な問題であると思っておりますし、国土計画的にも大変大きな課題であると思っております。この中ではほとんど記述も説明もないというので、関心をお持ちでないのかという点が1つ。

もう一つは、ここで書いておられることは、こういうふうなことが問題であるとか、重要であるとかということは書いてあるのですが、それに対してどうすればいいのか、あるいはどんな政策をとって、どんな目標にするのか。さっきの国土交通省の話のアウトカムとか、アウトプットとか、そういうふうな話がほとんどない。はっきり言って評論で終わっているというのですが、こういうふうなことでいいのか。

特にここでSEAとおっしゃっておられる戦略的環境アセスメント。計画段階からもっと環境アセスメントをやらんといかんと。これはよくわかるのです。だけれども、一体何について、どういうふうな方法でやればいいのか。これは環境省だけでなく、環境関係をやっている学者先生を含めて大概はそういうふうなことであるというふうに私はかねがねから不満を持っていますが、そういうふうなことでいいのか。もっと国土計画段階ではこれについて、こういうふうなアプローチで、こんなこ

とを指標として考えろ、ということが私は期待していたのですが、それは何も言われていないと思いました。

以上です。

【森地部会長】 ありがとうございました。

どうぞ、奥野委員。

【奥野委員】 どうもありがとうございました。今の中村先生の話とちょっとかぶるのですが、2点ほど。

1点は、ここで中間報告で「新たな公」と呼んでおりますけれども、地域コミュニティであるとか、NPO、非営利団体等の活動、これがこれからの国土づくりにとってのいろいろな目的のいわゆる横シナリオの位置づけがそこでなされておまして、ここでもそれとの団塊の世代の参加であるとか、いろいろな期待がなされていると理解いたしました。

今、我々の議論で問題になっておりますのは、団塊の世代等々が、そこに加わりたい、もっと生きがいのあることをやってみたい、という希望を持っていらっしゃるし、地域のほうでも需要はあるのですけれども、その情報のプラットフォームがないということがあるんですね。情報はあり過ぎるんですけれども、例えばこれはこの会議にも出てきておりますけれども、「二地域居住」でインターネットを引くと、まあ引き方によりますけれども、200万から600万出てくるとか、その中から1つ当てるとするのは宝くじを当てるようなもので、非常に勧めたくない。それから、島地が情報を出すわけですが、島地のほうも、何か砂漠に水をまくみたいで、だれが見てくれているのやらわからない。そういうふうなことがございまして、そうした情報のプラットフォームが非常に大事になってきているのではないかと。もう実行段階に入りますと、その辺のところをどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。特に、今の中村先生のお話とも関係するのですが、実行しようと思えますと、「新たな公」の問題は、特に都道府県の役割がどういう役割を果たしていくのか、これが非常に大事だと私は感じているのですけれども、そこら辺のところはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。

それから、2点目として、これはちょっと大変細かい話で恐縮なんですけど、お考えだけお聞かせいただければと思いますが、一番最初のところに「循環型社会の育成」ということが出ておまして、これも大変大事なことだと思うんですが、3Rのところにはリユース、リサイクルのところを中心に書かれておりますですね。自治体によってはかなりそのところを推し進めてこられたところもありますよね。そうすると、もうほとんど限界に近づいているということがあって、リデュースのところ、一番最初の発生抑制のところに取り組まなければいけないけれども、このところは自治体レ

ベルで取り組むとなりますと、なかなかどう取り組んでいくのかわからないというところがあるのだろうと思うんですね。

先ほどのちょっとお話をお伺いしていると、そのリデュースのところ、発生抑制のところ、リユース、リサイクルのところのいろいろな取り組みに書いてあります項目と比べて少し少ないような、これは印象で大変恐縮なんですけど受けたのですが、その辺のところの今後の取り組みについて環境省としてどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、2点ほどお願いできればと思うんですが。

【森地部会長】 どうぞ。

【鬼頭委員】 よろしいでしょうか。それでは、質問させていただきます。

1つは感想なんですけど、温暖化ということは、今から手をつけても随分先の話である、とすると、この温暖化の傾向は、これも1つの自然として受け入れていかなければならない面もあるのではないかと、そうしたら、我々が目指すべき環境対策とは何なのかというのが、全くの私の1つの感想なんですけど、しかし、ここでご説明いただきました施策については、もうきれいな水とか空気を維持しよう、あるいは取り戻そう、それから森林を守っていこうということで、目指すものはどれもこれも文句のつけようがないというふうで大賛成なんです。

ただ、1つの問題は、自然が豊かになってくると、それに伴って実はいろいろな問題が出てくることももうちょっと、「マイナス面」と言うと言い過ぎなんですけど、トータルに伝えていかないと、誤解を生む可能性があるのかなと思います。

例えば、湿地が増える、渡り鳥がやってくる、インフルエンザ・ウイルスが侵入するとか、住血吸虫がまた復活するかもしれない、ツツガムシ病もまた増えるかもしれない、それから蚊が増大するかもしれない、これも自然の一部だけれども、ともすると、それは不快な生物ですから、人間にとっては嫌だという。そこに何か、本来の自然ではないものを求める風潮が出てきているのではないかと。それが現実面としてもう既に起きているわけで、昨年の秋に白石市で行われました全国過疎シンポジウムに伺わせていただいたのですが、そこで現地の方から聞いた話は、今、非常に猿や熊が増えている、しかし、これを駆除するにはとても大変な手続が必要であるということをお伺いしました。人と動物との関係は、自然が豊かになればますますあつれきが増すであろうということで、これは元禄期の生類憐れみの令の時代もちょうど同じような時代だったのではないかとと思うんですが、そのときの天敵がいなくなった以上、人間が駆除しなければいけない、あるいは間引きをしなければいけないというときのそのルールなどは、これからもっと現地の生活というものを考慮して検討していかなければならないのではないかと。

あるいは、さらには、これは国土計画とも結びついてくるわけですけども、ゾーニングでしょう

か、人間がもうこれ以上入ってはいけないのだ、経済活動してはいけないのだというような領域も、もしかしたら必要なのではないかと考えているのですが、そういう方向でのご議論はいかがなものかと思いました。

以上でございます。

【森地部会長】 よろしいでしょうか。

それでは、ここで一度お答えをいただいて、また議論を続けたいと思います。

【環境省総合環境政策局奥主環境計画課長】 それでは、お答えさせていただきます。

中村先生からございましたが、まずローカルな環境問題、例えば浮遊粒子状物質問題、あるいは大気汚染問題等につきまして記述がないということでもございましたけれども、環境省といたしましては、それは当然、国民の健康に係るものでございます。守っていくことは当然の前提と考えております。決してここに書かれていないから関心がないということではございません。そういった意味で、限られた時間の中でございますので、特に問題になっているところをちょっと重点的にとらえさせていただいているということでもございます。当然ながら、大気汚染につきましては、ただ、大都市を中心にいたしましてまだ環境基準等の達成状況が低いというようなことを踏まえまして対策を講じていく。特にそれも踏まえまして大都市におきます高濃度地域等の対策等につきまして特に進めていきたいと考えております。

施策につきまして、……。

【中村委員】 そののところね、みんなですよ。そういうのはローカルな問題ね。

【環境省総合環境政策局奥主環境計画課長】 施策につきましては、非常に問題提起ばかりで環境省としての具体的な提案がないというふうなおしかりを受けたわけでもございます。これは、私、個人的にも、特に環境省として特に耳の痛いところもあるわけでもございますけれども、確かに環境省といたしまして独自の事業等を持っていないところがございます。そういった意味で、そういった観点からは、環境省といたしましては関係省と連携をとりながら施策を進めていくことが環境行政の上では非常に重要な柱、重要なことでございます。

そこにつきましては、先ほども、例えば水でありますれば協議会を設けるなり、あるいは、E S Tでも関係省と連携しながら協議会を設けて、その中でいろいろな環境保全の観点から関係省とも連携をとりながら施策を進めていく努力をしているというところでございます。

次に、奥野委員のところでもございますが、情報のプラットフォームでございます。情報のプラットフォームといたしましては、先ほども言いましたが、地方、確かに情報がはんらんしていて、非常につながらないということでもございます。そういったものにつきましては、中央環境パートナーシップ

プラザでありますとか、そういったものを活用いたしまして、整理された情報の提供なり共有なりができるようにしたいと考えております。

都道府県の役割が重要であるというご指摘があったわけでございます。そこはちょっと、例えば里地里山プランでは一応環境省のほうで登録をやるというふうに、一応、制度・仕組みはつくっているわけでございます。もちろん、地域に密着しておりますその都道府県の役割は非常にそういう意味で重要だと思います。そこらにどういった連携とかそういったものを図っていくかは、具体的な制度設計を進める上でいろいろ検討していく必要があるかと思っております。ちょっと今具体的にここでどうこうというのはちょっと申し述べられないところでございます。

残りのS E Aとリデュースにつきましては、ちょっと。

【環境省総合環境政策局平野環境影響評価課長】 お答えさせていただきます。環境省の環境影響評価課長でございます。

中村委員からS E Aについてのご指摘をいただきました。ご指摘の問題点、まさしく今、私どものほうで公的な研究会でS E Aの総合研究会というものを総政局長の公的委員会ということで、今、転がしている最中でございます。5回程度を用意してまして、今、3回終わったところです。

まず、ご指摘いただいた対象範囲なんですけれども、これにつきましては、差し当たって現行のアセス法のE I Aの対象事業である13業種ということで始めようということ、それから、どのタイミングでそのS E Aを導入を検討しようかという、そのタイミングにつきましては、今の事業アセスのもう少し上の段階ということで、それぞれの13業種について段階を決めて、その評価方法まではとりあえずご議論いただいてご了解いただいているところでございます。

今後、S E Aの導入そのものを反対されるという、そういうセクターはないと考えておるんですけれども、それでも慎重論をご発言される有識者の方もいらっしゃいます。ですので、私ども、今後、S E Aの導入の阻害要因について、何が問題になって導入できないのかというところを、よく個別事例も調べながら情報を得たいと考えておりますので、さまざまな事業主のご協力をいただきながら、そういった実例を聞き知りたいと考えております。いずれにしても、あと短い期間でございますけれども、S E Aの総合研究会というこの場を活用いたしまして、何とか戦略アセスというものが導入できるような、そういう環境づくりを進めていきたいと考えております。

【環境省大熊課長補佐】 続きまして環境省の廃棄物リサイクル対策部でございますが、奥野先生から、3 Rの中でリデュースの説明がない、施策が弱いのではないかというご指摘をいただきまして、その点についてお答えさせていただきたいと思っております。

まさにご指摘のとおりと申しますか、私どもといたしましても、いわゆる3 Rの中で廃棄物の発生

抑制をいかに進めていくかが非常に重要な、最も重要な課題だと考えてございます。循環型社会形成推進基本法、あるいはその他の計画などの中でも、基本的な優先順位といたしまして、まず発生を抑制するのが大事だということが位置づけられているところでございます。

ただ、発生の抑制というのは政策を実施していく上ではいろいろと難しい、工夫が必要だということもまた事実でございまして、他の先進諸国の政策担当者と議論しましても、リデュース、あるいはブリベンションと呼んでいます、これはなかなか難しいねという議論をしながら、いろいろ試行錯誤しながら努力しているところでございまして、例えば一例を申し上げますと、本日ご紹介をさせていただきました複数市町村での3Rのシステムづくり、地域からのシステムづくりを支援するという高品位制度の中におきましても、本日は国土形成ということで見えやすい具体的な施設などを中心に事例をつくってしまっておりまして、誤解的で恐縮だったのですが、そういった支援をする前提といたしまして、地域で3Rのシステムの計画をつくっていただく。その中で、まず発生抑制、廃棄物の発生自体を抑制する目標を立てていただくことをお願いしているところでございます。

それからまた例えば、現在、個別のリサイクル法の見直しを順次迎えておりますが、例えば昨年に改正いたしました容器包装リサイクル法の中でも、排出抑制という要素を新しく強化いたしまして、いろいろ事業者を指導する、あるいは消費者の啓発はどうするという仕組みを設けておりますし、それを受けて地方公共団体と連携して進めていくということで、レジ袋が象徴として言われておりますが、そういった廃棄物削減の先進的な事業を後押しするようなモデル事業というようなことも進めております。今後、いろいろなりサイクル関係法を見直していきますが、その中でも発生の抑制をいかにして組み込んでいくかというのを、今、一生懸命議論しているところでございまして、なかなか施策として難しい面もあるのですが、そこを重点に置いて何とか工夫していきたいと考えているところでございます。

【環境省総合環境政策局奥主環境計画課長】　　続きまして自然関係の。

【森地部会長】　　もうちょっと議論できるように、なるべく手短にお願いします。

【環境省岩下課長補佐】　　最後に鬼頭先生から、自然が豊かであることと同時に、それに伴ってマイナス面も出てくるというようなご指摘を受けました。その中でも、最近、猿であるとか熊の被害等も増えているというようなことで、それに対してどうしていくのかということも非常に重要であるというようなご指摘を受けました。

本日記らせていただきました資料3-2におきまして、参考資料ですけれども、例えば15ページ以降にその辺、実際のデータを載せてございます。

それにつきましては、野生鳥獣による例えば農作物への被害の経年変化、あるいは、その全国の

分布状況、過去と現在の比較等を見ますと、やはりこれは単純に自然的な要因だけではないものもございすけれども、確実に分布が増えているというようなものもございす。それにつきましては、例えば先生のほうから、天敵がいなくなったわけですから、人間が何とかしなければいけないというようなご指摘もございすけれども、例えば猟師の高齢化に伴って、そういうような適切な駆除をしていた方々の高齢化、あるいは人口減少に伴うそういう方々が減ってしまったというようなこともございまして、鳥獣法の改正を行いまして狩猟免許の弾力的なものについて、さきの国会で法律改正をしているところでもございす。

そしてまた、最後に先生から、人間が入ってはいけないような地域もつくる、そういうような観点もあるのではないかとというようなことで、例えばそれにつきましては自然環境保護法に基づく保護地域制度とか、その辺はございす。あと、国立公園等で保護地域というものも用いてございす。その辺も地域の合意を得て適切に指定していくというような施策を進めていきたいとは思ってございす。

以上でございす。

【森地部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【中村委員】 今、マツクイムシとか、風倒木とか、ああいうふうな、例えばさっきから話がありました観光立国なんて言うときに、極めて大事な役割の話に関してはご意見いただけなかったのですが、いかがでしょうか。

【環境省岩下課長補佐】 マツクイの話は、環境省は非常に環境ということで概念の広いお話を今日はさせていただいたわけですが、マツクイ防除、あるいは北海道の風倒木処理は、それぞれの、これまた縦割りの弊害かもしれませんけれども、農水省あるいは林野庁のほうの予算措置ということで実行されておりますし、また、そういった法制度を持っておりますので、そちらのほうで対応されるということでございす。

【森地部会長】 それでは、私からも似たような話なんです、観光地の再生という話をこの中にも入れているのですが、私自身のイメージは、例えば河口湖とか山中湖のそばに行っていただくと、湖のそばに駐車場があって、そのこちに道路があって、その後ろに道を挟んでレストランがあって、本来だと縁地があってという順番が全く逆転していて、そこへががが音楽を流してという、何か、もともと非常にすばらしい資源があるところをむちゃくちゃに使ってきた歴史があります。

国立公園に関してだけは集団施設地区でいろいろあったんですが、中禅寺湖で若干直したところがありますけれども、こういうことについて自然公園って今までやっていた自然公園行政と違うことに

踏み込まないかと思うんですが、この辺はどんなものでしょう。

つまり、日本の観光地を、何ですか、従来の自然公園法でずっと厚生省国立公園局がやってきたと同じ思想でやっておられるように私には見えるのですが、今、世の中で困っているというか、問題が起こっていることにちゃんと対応できているのかと、こう思うんですが。

【環境省岩下課長補佐】 明確な答えになるかあれですけども、先ほどのようにちょっと縦割り的にはなりますけれども、自然公園の中では自然公園法に基づいてとなります。

ただ、先ほど先生も言われるように、ちょっと離れるとということにつきましては、景観法とか景観に関する基本的な法律等もできましたので、例えば国立公園にちょっと隣接するようなところについては、景観について一緒に、例えば同じ自治体の中でも、同じ自治体だけでも、ここは公園区域であるとか、それから外れるとということになりますので、その辺はある程度柔軟に一体的に考えて、景観法の精神にのっかってやっていきたいということは検討してございます。

【森地部会長】 ありがとうございます。

これから広域地方計画をつくっていくことと同時に、今回の計画でいろいろな制度的な提案も出していききたいと思うんですが、全国の間段階で、間接的にですが、環境省さんと国土計画局でやりとりしているのを見ますと、環境に関することを入れろという話ばかり多くて、具体的にこういうことを提案したいとか、こういうふうにしたいとか、こういう目標をしたいとかというのが非常に希薄に私自身は受け取りました。実態は間接的ですからわかりませんが、ぜひすべてのことに環境が重要ですという話はよくわかるのですが、もうちょっと前向きで、具体的で、こういうふうにやったらここのまいくとか、属地的にこの地域はこういうふうにやっていったらうまいくよとか、そんなご提案をぜひいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、……。

【中村委員】 今につけ加えになりますが、我々、地球環境の問題はほんとうに深刻だし、大変だということはよくわかっている。しかも、その原因をつくるところと結果が出るところは、時間的にも地域的にも全然違うところであるというので実感を持たないということもあって、大変難しいこと、これもよくわかるんです。

だけれども、環境問題というのは、それだけでなく、特に国土計画的に見たとき、地域に密着したそういうふうな問題がたくさんあるし、それも環境省の大事なお仕事であると我々は思っていますが、よろしくをお願いします。

【森地部会長】 ありがとうございました。

大変お忙しい中、長時間にわたりましておつき合いいただきましてありがとうございます。

それでは、続きまして「全国計画に係る計画提案について」及び当部会の今後のスケジュール(案)について、事務局からご説明をお願いいたします。

【国土計画局鳥飼総合計画課長】 ご説明させていただきます。資料4と資料5が説明資料でございます。

まず、資料5、スケジュールですが、これは1点追加させていただいたということですので、ご報告にとどめます。一番最後に4月19日、第24回でございますが、計画部会を加えさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、資料4でございます。「全国計画に係る計画提案について」という資料を本日提出させていただきました。今回の国土形成計画法、ご承知のとおり新しい仕組みとして都道府県政令市からの計画提案制度がございます。今月末を1つのめどとして、都道府県政令市からご提案が集まってくる予定でございます。2月の計画部会から最終報告のためのご検討が始まりますが、ここにおきましてぜひこの関係のご議論もお願いしたいと考えておまして、そのための準備を徐々に始めていきたいということが、今回、資料を提出させていただいた趣旨でございます。今後ご意見をちょうだいしながら整理していきたいと考えております。ぜひよろしく願いいたします。

本日提出した資料は2枚の紙でございますが、ポイントをご説明させていただきますと、まず1ページ目では、中ほど、スケジュールというところで2つ目の丸でございます。計画提案に係る国土審議会における調査審議・意見聴取、これは法律事項でございますが、に先立ちまして、本計画部会の最終報告のご検討に資するために、提案についての甲慰さ審議をあわせて行っていただきたい、こういうことでございます。

それから、3「調査審議にあたっての視点」の最初の丸でございます。新たな国土像の実現に向けて、国と地方公共団体が協働により国土づくりに取り組んでいく、こういうことが今回の制度の精神に入っております。そういうことでございますので、提案内容に係る国の取り組みと当該都道府県等がみずから取り組む施策とが相まって中間とりまとめに示された考え方その他について施策展開が行われてくる、こういうようなことにこの制度がうまく回っていくといいのではないかと、このように考える次第でございます。

具体的ないいただいた提案の整理の考え方を、ちょっと次のページに案としてまとめてございます。2ページ目をごらんいただきたいと思います。

都道府県及び政令指定都市からご提案いただいたものについて、以下の観点から提案の整理をした上で、全国的な見地での必要性について本計画部会でご検討していただければと、こういうように、

今、案として考えていると。

以下の提案は3点でございます。1つ目は、地域における先導的な取り組みであって、全国の他の地域における同様の取り組みを促すものと、こういうカテゴリーで1つ整理ができるのではないかと。それから、2つ目のカテゴリーとしては、その効果が広域ブロックを越えて全国土に及ぶような広域的課題に係るもの、3つ目が、その他、全国的見地からの国土形成の指針を示すという全国計画の性格にふさわしいものと、こういうような3点にいただいた提案をそれぞれ整理させていただいた上で、具体的な全国的な見地での必要性についてのご議論を本計画部会でしていただけるように事務局として用意していきたいと、こういうように考えているという案でございます。

以上でございます。

【森地部会長】 どうもありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問、あるいはご意見、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご発言はないようでございます。特にほかになれば、これで議論を終わらせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。

これをもちまして本日の国土審議会計画部会を終了したいと思います。大変ご熱心なご議論を賜りましてありがとうございます。

終わりに当たり、事務局から連絡事項等をお願いいたします。

【国土計画局山本総務課長】 長時間にわたりご議論、ありがとうございました。次回の計画部会につきましては、今申し上げましたように来週1月23日の火曜日、午後1時より東京プリンスホテルにて開催させていただきます。

なお、本日は、残念ながら会議の開催に必要な定足数を満たしておりませんでしたので、懇談会として取り扱わせていただきます。議事録につきましては、会議冒頭に申し述べましたように通常の部会と同様の扱いとさせていただきたいと思っております。

また、1点、ご報告がございます。これまでご尽力いただきました安居祥策委員におかれましては、このたび中小企業金融公庫の総裁にご就任されたことに伴いまして、当計画部会の委員を退任されることになりましたので、ご連絡させていただきます。

それから、本日お配りいたしました資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局からお送りさせていただきます。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【森地部会長】 どうもありがとうございました。

今日ご出席いただけなかった背景は、国立大学の教官がみんなためでございます、共通一次の関係のいろいろな行事があったようでございます。大変失礼いたしました。ありがとうございます。

閉 会